

9 駐留軍用地跡地利用関係資料

(1) 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律

平成7年5月26日法律第102号
最終改正：平成14年3月31日法律第14号
※ 平成24年4月より跡地利用推進法に改正

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。
- (2) 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。
- (3) 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

(国、沖縄県及び関係市町村の協力)

第3条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

(駐留軍用地の所有者等の協力)

第4条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第10条の市町村総合整備計画及び第11条の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)

第5条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者（以下「所有者等」という。）に通知するよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第6条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第25条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 返還に係る区域
- (2) 返還の予定時期
- (3) その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

5 前2項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から30日以内に、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から60日以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 前4項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第7条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第8条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。）の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日（以下この条において「返還日」という。）の翌日から3年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国

- との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）により使用されたものであるときは、同法第14条の規定により適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第72条に規定する補償金）の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（返還日の翌日から3年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、3年間）の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、3千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について1年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。
 - 4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

（調査及び測量）

第9条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。

（市町村総合整備計画）

第10条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- （2）交通通信体系の整備に関する事項
- （3）生活環境の整備に関する事項
- （4）農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
- （5）自然環境の保全及び回復に関する事項
- （6）前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かななければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前3項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

（県総合整備計画）

第11条 沖縄県知事は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第2項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かななければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かななければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

（総合整備計画と他の計画との関係）

第12条 総合整備計画は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）による沖縄振興計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するように定められなければならない。

（都市計画法等による処分についての配慮）

第13条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

（駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置）

第14条 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（国有財産の活用）

第15条 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

（この法律の円滑な実施等）

第16条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

(政令への委任)

第17条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、平成7年6月20日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に支給が開始された第8条第1項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成14年3月31日法律第14号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

(2) 「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望書」の概要

平成11年8月 沖縄県

1 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の改正について

(1) 「返還実施計画」で定める事項の追加

跡地利用に支障がないよう環境浄化処理の確認調査、不発弾撤去、建物の撤去など特別管理期間に国の行う措置を「返還実施計画」で明示すること。

(2) 「給付金支給」要件の改正

駐留軍用地の返還にあたって、所有者へ不安を抱かせないよう、また、計画的な跡地利用が図られるよう、給付金の支給にあたって、期間を7年に延長すること、特別管理費控除を行わないこと、限度額を設けないことについて所要の措置を講ずること。

(3) 「調査・測量」の早期実施

跡地利用を早期に実現するため、事業にかかる調査及び測量が返還見通しが立った早い時点で実施できるようにすること。

(4) 「国有財産の活用」の措置

国有財産法に規定する制限にかかわらず、国有財産を跡地の公的事業に譲与、無償貸付ができる措置を講ずること。

2 駐留軍用地跡地利用促進のための新たな制度の確立について

(1) 駐留軍用地跡地等の利用促進のための行財政上の措置

駐留軍用地跡地利用の円滑な促進を図るため、跡地の有効利用を促進するために行う事業に行財政上の特別な措置を講ずること。

(2) 駐留軍用地跡地利用の実施体制の整備

駐留軍用地跡地の利用にかかる事業を円滑に実施及び支援していくための事業主体として、跡地整備事業の総合的な実施機関を新たに設置すること。

(3) 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」の概要

平成11年12月28日 閣議決定

1 跡地利用の促進及び円滑化のための措置

(1) 調整機関の設置

跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、沖縄県及び関係市町村間の総合調整等の機能を果たす調整機関を新たに設置する。

(2) 共通措置

駐留軍用地跡地全体に共通する跡地利用の促進のための施策として次の措置をとる。

① 「調査・測量」の早期実施への対応

② 「国有財産の活用」の措置

③ 「返還実施計画に定める事項」の明示

(3) 大規模駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特例措置

必要となる再開発に相当の困難が予想される大規模な駐留軍用地の跡地にあつては、上記による努力では対処できないものと考えられることから、再開発事業を迅速かつ確に推進するため次の措置を講ずる。

① 国の取組にかかる方針の策定

② 事業執行主体にかかる業務の特例等

(4) 給付金支給にかかる特例措置

給付金支給に関して、駐留軍用地跡地の性格等を踏まえ、次のとおり特例措置を認める。

① 大規模駐留軍用地跡地にかかる特例措置

② その他の特例 (大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地)

2 法制の整備

上記1の(3)及び(4)の措置については、新たな法制の整備により対応する。

3 駐留軍従業員の雇用の安定の確保

米軍施設・区域の整理・統合・縮小の推進により影響を受ける駐留軍従業員の雇用対策については、出来る限り移設先又は既存施設への配置転換により雇用の継続を図ることを基本としつつ、雇用の安定確保に向けて知識技能の修得のための職業訓練対策の強化を図るなど、米側及び沖縄県とも連携を図りつつ、雇用の安定の確保に最大限の努力を行う。

(4) 跡地対策準備協議会設置要綱

平成12年 5月31日
平成13年 6月 8日改正

(目的)

1 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づく跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るため、跡地対策準備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

2 協議会では、次の事項について協議する。

(1) 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等

(2) 跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあり方

(3) その他

(構成員)

3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、宜野湾市長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙(省略)のとおりとする。

(事務局)

6 協議会の事務は、政府、沖縄県及び宜野湾市に事務局を置き、相互に連携して処理に当たる。

7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(5) 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ

平成13年12月27日
跡地対策準備協議会

普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等については、第1回準備協議会(平成12年5月31日)で取り組むべき分野の明確化を図り、これを受けて第2回準備協議会(平成12年8月24日)において「取組分野ごとの課題についての中間的な整理」を行った。

第3回準備協議会(平成12年11月29日)、第4回準備協議会(平成13年6月8日)及び第5回準備協議会(平成13年9月4日)においては、三回にわたって取組分野ごとに協議し、その後さらに、こうした協議結果を踏まえ取組分野全体としての取りまとめに向け鋭意検討するとともに、取り組むべき手順等に応じて整理を進め、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針について取りまとめたところである。

今後は、これに基づき、国、県、市が連携・協力して、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に取り組むこととする。

なお、閣議決定に基づく駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化に係る新たな法制の整備については、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

1. 跡地利用計画策定関係

(1) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る基本的な取組の方向

- ・ 普天間飛行場の返還後の跡地利用の促進及び円滑化に資するため、市及び県は平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的取組に着手し、3～4年後を目途に、具体的な跡地利用計画策定の基礎となる跡地利用の基本方針を策定することを目標に検討を進めることとする。
- ・ 跡地利用の基本方針策定に当たっては、広域的観点からの検討、基本的なデータの整理、地権者等関係者の円滑な合意形成、機能導入についての基礎的諸条件の整理等が不可欠であるため、これらを順次、着実に進めることとする。
- ・ その際には、現在検討が進んでいる新たな沖縄振興計画等との連携・調整を十分図ることとする。
- ・ また、整備、開発及び保全の方針の検討など都市計画への反映を図ることとする。
- ・ 跡地利用はまちづくり、地域づくりに直結することから、その計画策定については、関係地方公共団体の主体的取組が不可欠であるが、普天間飛行場の跡地利用については、沖縄全体の振興にも影響が及ぶものとなっていることを踏まえ、地元の自主性を尊重しつつ、市、県、国の強力な連携のもと取り組むこととする。

(2) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る具体的な取組

- ・ 沖縄県中南部都市圏という広域的な観点から、県は、普天間飛行場の跡地利用を含む中南部都市圏の将来像を検討した上で、土地利用や交通体系などについての基本構想を検討することとする。
- ・ 宜野湾市全域という広域的な観点から、市は、普天間飛行場跡地利用と周辺市街地の関係を整理した上で、順次、土地利用、市の将来像などを検討することとする。
- ・ 地形・地質、動植物、文化財等についての基本的なデータの整理については、国、県、市の担当部局による普天間飛行場跡地利用計画関連情報連絡会議を平成12年9月に設置し、既存資料の一定の整理を行ったところであるが、今後もデータの追加等、情報の整理を進めることとする。
- ・ 自然環境等についての基本的なデータ整理については、既存データの整理状況を踏まえて、市において調査の全体計画を策定した上で、地形、動植物等についての現況調査を行うこととする。
- ・ 埋蔵文化財についての基本的なデータ整理については、沖縄県が中心となり平成13年度中に策定する埋蔵文化財の詳細分布調査の具体的な実施計画に基づき、県が中心となりつつ、市も共同し、跡地利用を検討する上で有効となる埋蔵文化財の所在状況に係る調査に取り組み、3年後を目途に所在状況の概略を把握し、これを基に概略の遺跡地図の作成を目指すこととする。

- ・地権者等関係者の円滑な合意形成については、市において調査手法や年次計画などを定めた地権者等意向把握の全体計画を策定し、順次、土地利用、まちづくりの方向などについての意向調査を行うこととする。
- ・機能導入についての基礎的諸条件の整理については、賑わいのある地域づくり、潤いとゆとりのある生活空間の形成という観点を踏まえつつ、具体的な検討を進めることとする。
- ・なお、跡地利用を進めるにあたっては、原状回復措置や再開発事業といった複数の事業が行われ、環境に影響を与えるおそれのあることから、計画策定段階から環境に配慮して取り組むこととする。
- ・国は、このような市及び県の跡地利用計画の策定に向けての取り組みについて、大規模駐留軍用地跡地利用推進費等により支援を行うこととする。
- ・跡地利用の基本方針の策定及びこれを踏まえた具体的な跡地利用計画の策定に際しては、その基礎となる市、県、国の具体的な取組の連携・調整が不可欠であることから、関係者間で定期的に取り組状況を報告・調整するなど、跡地利用計画を円滑・的確に策定するための取組を進めることとする。

2. 再開発事業関係

(1) 既返還跡地の再開発事業に見られた遅延要因への対応

- ・既返還跡地において再開発事業として土地区画整理事業が実施されている事例の進捗状況によると、返還から事業着手（土地区画整理事業の認可）までにかかなり長期間を要しているものがあることを踏まえ、規模の大きい再開発事業の事例を中心に検討したところ、既返還跡地における跡地利用までの期間の主な遅延要因としては、
 - 〔1〕 返還区域及び返還時期の明示の遅れ
 - 〔2〕 跡地利用計画等の策定の遅れ
 - 〔3〕 跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れ
 - 〔4〕 公共公益施設の整備のための用地取得の遅れ
 - 〔5〕 再開発事業中の埋蔵文化財発掘調査、不発弾処理等による工事の遅れ
 と整理したところである。
- ・これらの遅延要因に関する普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化に向けた取組の方向としては次のとおりである。
 - 〔1〕 については、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が制定されており、これに基づき速やかに通知することとしている。
 - 〔2〕 については、1. 跡地利用計画策定関係において跡地利用計画策定に係る具体的な取組を取りまとめている。
 - 〔3〕 については、4. 地権者支援関係において地権者等関係者の合意形成に係る具体的な取組を取りまとめている。
 - 〔4〕 については、この再開発事業関係の（3）で用地取得に係る具体的な取組を取りまとめている。
 - 〔5〕 については、3. 文化財関係において埋蔵文化財調査に係る具体的な取組を、この再開発事業関係の（3）で不発弾処理に係る具体的な取組を取りまとめている。

(2) 再開発事業を迅速かつ確に行うための具体的な手順について

1) 基本的な取組の方向

- ・従来、既返還跡地の再開発事業事例では、返還地の土地所有者への引き渡し後に、再開発事業のための諸手続等に着手していたことから、結果として返還から事業着手（土地区画整理事業の認可）までに時間を要していた。このため、再開発を迅速に行うには、事業着手までの諸手続等の短縮が効果的であると考えられる。
- ・事業着手までの迅速化の観点から、再開発事業のための諸手続等の関係を踏まえた上で、現時点で想定しうる手続等を幅広く検討したところ、返還前からの関係者の連携・協力した取組の具体的な手順の整理として、主として次の事項が重要と考えられる。
 - 〔1〕 日米合同委員会の返還合意後、跡地利用計画を踏まえて、速やかに都市計画の手続に着手すること。
 - 〔2〕 返還後、速やかな事業着手を図ること。
 - 〔3〕 返還後引き渡しまでの期間を短縮するよう、迅速な原状回復措置に取り組むこと。
 - 〔4〕 原状回復措置期間中を目途に、文化財の詳細分布調査を了して、再開発事業を円滑に実施する上で重要な詳細な遺跡の情報を把握すること。
- ・再開発事業を迅速かつ的確に推進するためには、返還合意から原状回復措置期間中までに、返還手続や原状回復措置と並行して、再開発事業のための諸手続等を可能な限り進めることが効果的であると考えられる。
- ・再開発の迅速な実施は地権者等関係者や地域振興に資するものであるが、再開発事業を迅速かつ的確に推進するためには、地権者等関係者の理解の促進を図り、合意形成が円滑に進むよう取り組むことが必要と考えられる。
- ・なお、上記の〔3〕については5. 原状回復措置関係において、〔4〕については3. 文化財関係において、それぞれ整理しているため、ここでは〔1〕及び〔2〕を中心に、以下のように整理することとする。

2) 具体的な取組の方向

(i) 都市計画手続関係

- ・返還跡地の再開発事業については、事業着手の前提として土地利用、都市施設、跡地整備事業等に関する都市計画の手続が必要となることが想定される。
当該事業を迅速かつ円滑に進めるためには、これらの手続を速やかに進めることが不可欠であり、関係者の連携の下、都市計画手続に取り組むこととする。
- ・そのため、市、県は跡地利用の基本方針を踏まえ策定される具体的な跡地利用計画を基に、速やかに都市計画案を策定し、返還合意後早い時期に都市計画決定が可能となるよう手続を進めることとする。
なお、その際には、跡地の再開発事業に密接に関連する跡地周辺の都市施設等についても、必要に応じて同時に都市計画決定手続を進められるよう検討することとする。
- ・跡地の再開発事業が大規模である場合には、都市計画の手続と併せて環境影響評価の実施が必要となることが想定されるため、これを適切に実施することとする。
- ・その際、環境影響評価を円滑に実施するためには、跡地利用計画策定の段階から関係者間で情報の共有化を進めるとともに、評価の項目等を記載した環境影響評価方法書において、原状回復措置の内容、原状回復措置との関係を明確にするなど原状回復措置後の状況を想定し、影響評価に取り組むこととする。
- ・都市計画に係る取組の際には、都市計画手続の迅速化のため、地形、文化財等についての既存の立入調査結果等を

活用することとする。

- ・また、駐留軍から返還される施設・区域の跡地利用の迅速化のため、日米合同委員会で返還合意された施設・区域について、返還前に立ち入って、跡地利用促進の観点から再開発事業のための調査を実施することは有効と考えられる。このような再開発事業のための返還前の立入調査に関しては滑走路区域等返還後でなければ調査を実施することが困難な区域が想定されるが、国は、県、市と緊密に連携・調整した上で、再開発事業のための返還前の立入調査が円滑に進められるよう、米側は立入申請に際してすべての妥当な配慮を払うとした現行の立入手続に関する日米合同委員会合意を踏まえ、米側の理解と協力を求めることとする。
- ・国は、上記調査のための立入等について米側に協力を求めるときは、必要に応じ、日米合同委員会の枠組みを活用することとする。

(ii) 事業着手関係

- ・返還後速やかに事業実施に係る手続を了し事業に着手するため、返還までできる限り跡地整備にかかる再開発事業の事業計画の検討を進めることとする。
- ・また、返還後できるだけ早い時期すなわち原状回復措置期間中にも事業着手ができるよう取り組むこととする。
- ・国は、再開発事業の着手手順等も踏まえた原状回復措置の手順及び土地の引き渡しについて、最大限配慮することとする。
- ・また、再開発事業を迅速かつ的確に推進するとの観点から、原状回復措置期間中であっても、その進捗を踏まえ、再開発事業に必要な文化財調査等が並行して実施できるよう、関係者は連携・協力して取り組むこととする。
- ・国は、従来、原状回復措置に伴い掘削した区域は、埋戻しを行い引き渡しているところであるが、当該区域に再開発事業に係る掘削計画があるような場合には、関係者と調整の上、埋戻しをしないまま引き渡すことを検討するなど、再開発事業の実施の際に手戻りが生じないよう配慮することとする。
- ・なお、跡地利用計画、都市計画、事業計画の策定については、それぞれの段階に応じた地権者等関係者の合意形成が必要である。このため、それぞれの段階に応じて地権者等関係者への情報提供や意向把握など地権者等関係者の合意形成の円滑化に係る取組を進めることとする。

(3) 再開発事業を円滑に進めるための取組について

1) 用地取得関係

- ・市は、将来必要となる公共公益施設用地を計画的に確保するため、平成13年度に設置した基地返還跡地転用推進基金を活用して、土地の先行取得を継続的に実施する。
その際には、基金の継続的な造成及び効率的な運用などの積極的な取り組みを進めることとする。
- ・県は、跡地再開発に関連する公共公益施設整備のため、早い段階からの安定的な土地の先行取得への支援のあり方について、国の協力を得ながら検討を進める。
- ・国は、再開発事業の促進の観点から必要となる国有財産について、県等の整理する具体的事案に基づき、検討・精査した上で、沖縄振興新法の国有財産の譲与等の特例措置の対象とする方向で検討をすることとする。
- ・なお、国は、施設の安定的利用を図るとの観点から、普天間飛行場の民有地のうち特に必要のある土地について、予算の範囲内で買収を予定している。これら買収地についても、普天間飛行場の返還後は上記の国有財産譲与等の特例措置の検討対象となるものである。

2) 不発弾処理関係

- ・再開発事業を円滑に進めるとの観点から、市は国等の協力を得つつ、不発弾処理対策の現地協議会の常設、不発弾処理に係る関係住民への広報マニュアル作成などに取り組むこととする。

(4) 跡地利用計画策定等を踏まえ今後取り組むべき事項について

- ・大規模駐留軍用地跡地にかかる跡地整備事業等を担当する事業実施主体等については、普天間飛行場の跡地利用計画の策定の進捗状況を踏まえて協議を進めることとする。
- ・また、跡地利用計画の策定等が進捗し、現時点では明確になっていないものについても熟度が高まる見込みであることから、その進捗を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等に関するものも含めて再開発事業を迅速かつ的確に推進するためのより具体的措置について、検討を進める必要がある。

3. 文化財関係

(1) 埋蔵文化財詳細分布調査について

- ・返還前の試掘調査（概ね普天間飛行場全域の半分程度）と既存調査データの整理により、3年後を目途に、跡地利用計画を策定する上で必要となる埋蔵文化財の所在状況の概略を把握して、これを基に遺跡の所在状況の概略を示す遺跡地図の作成を目指すこととする。
- ・返還前及び返還後の試掘・確認調査により、原状回復措置期間中を目途に、再開発事業を円滑に実施する上で重要となるより詳細な遺跡の情報を把握して、より精緻な遺跡地図の作成、遺跡の性格・内容の把握等を目指すこととする。
- ・上記の概略遺跡地図の作成、より精緻な遺跡地図の作成等を目指して、既存調査データ等の活用、実施時期に応じた調査範囲、調査体制の充実、調査手法の効率化、事業費の見込み等を精査した上で、平成13年度中に、県が中心となり、埋蔵文化財の詳細分布調査（現地踏査及び試掘・確認調査）の具体的な実施計画を策定することとする。
- ・なお、詳細分布調査の実実施計画の策定に合わせ、埋蔵文化財調査の迅速化及び円滑化のため、埋蔵文化財発掘調査の取扱い基準、埋蔵文化財調査に関する安全基準、発掘調査マニュアルの策定等についても、県が中心となって、検討を進めることとする。
- ・詳細分布調査の実施については、国において、引き続き財政的な支援を行うよう取り組むこととする。

(2) 埋蔵文化財の調査体制、調査手法、情報提供等について

1) 埋蔵文化財の調査体制の整備・充実について

- ・県及び市は、試掘調査や詳細分布調査実施計画策定の促進を図るため、平成13年度に専門職員等を拡充したところであるが、詳細分布調査を実施計画に沿って着実に実施していくため、今後、一層の埋蔵文化財の調査体制の整備・充実を進めることとする。
- ・県及び市は、埋蔵文化財の調査期間の短縮や調査の効率化のため、民間調査機関の活用を積極的に図ることとする。
具体的には、平成13年度から実施している、磁気探査、現場の測量業務、重機による機械作業等についての民間調

査機関の活用を、引き続き積極的に図るとともに、遺構等の現場実測、出土品の実測等の作業についても、民間調査機関の活用に向けて検討を進めることとする。

- ・なお、県及び市は、今後さらに大学等との連携・協力についても、検討を進めることとする。

2) 埋蔵文化財の調査手法等の整理について

- ・埋蔵文化財として扱う遺跡の範囲、遺跡の性格・内容に応じた調査の手法等については、県及び市が設置した実務レベルでの検討会において検討を進め、国（文化庁）と調整することとする。
- ・県は、物理探査の導入、最新技術を活用した測量業務の導入など、普天間飛行場内の埋蔵文化財の調査を効率的に進める上で有効な調査手法等について、検討を進めることとする。
- ・なお、埋蔵文化財の調査手法等については、跡地利用計画の具体化の状況や再開発事業の工事内容等に応じて、今後、整理を進めることとする。

3) 埋蔵文化財の情報提供等について

- ・市は、普天間飛行場内の埋蔵文化財調査の進捗状況を踏まえ、埋蔵文化財の台帳・図面・画像・発掘調査等のデータ管理を行う文化財情報管理システムの構築により、関連情報が円滑に提供及び公開できる仕組みを整備することとする。
- ・埋蔵文化財の調査結果については、できるだけ迅速に跡地利用計画、再開発事業の事業計画等に反映できるよう、関係者間での連絡体制の充実に取り組むこととする。

4. 地権者支援関係

- ・既返還跡地においては、跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れが跡地利用の遅延要因になっていることを踏まえ、できるだけ早い段階から、地権者等関係者への情報の提供や土地利用意向把握の取組を進める必要がある。
- ・跡地利用に向けた地権者等関係者への情報提供について、返還手続きに関しては国が那覇防衛施設局（広報室）を窓口として、跡地利用に関しては市が基地政策部（基地渉外課）を窓口として、それぞれ必要な情報を適切に提供できるよう取り組むこととする。
- ・返還手続きに関しては、返還処理全般、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の運用、原状回復措置等についての情報提供を行うこととする。
また、跡地利用に関しては、跡地利用計画、再開発事業等についての情報提供を行うこととする。
- ・なお、窓口の設置などの情報提供に関しては、国、関係地方公共団体の広報誌等により地権者等関係者に周知することとする。
- ・市は、窓口による情報提供のみではなく、地権者学習会の開催、情報提供誌の発刊、市広報誌の活用などにより、広く地権者等関係者の理解の促進を図ることとする。
- ・また、国及び関係自治体のホームページを活用した情報提供などにも取り組むこととする。
- ・返還手続及び跡地利用に関する情報については、国、県、市の担当部局（国においては沖縄総合事務局跡地利用対策課並びに那覇防衛施設局広報室及び施設企画課、県においては振興開発室、市においては基地政策部）が連携して情報を共有し、窓口への地権者等関係者の問い合わせに円滑に対応することとする。
- ・市は、計画段階に応じた地権者等関係者の意向を的確に把握するため、地権者窓口組織との意見交換等も踏まえ、調査手法や年次計画などを定めた地権者等意向把握の全体計画を策定し、順次計画的に意向調査を実施する。
- ・国は、市が行う地権者等意向把握の全体計画策定への大規模駐留軍用地跡地利用推進費による支援を行うとともに、合意形成に向けての課題解決のために各種専門家を派遣するなどの合意形成に向けた関係地方公共団体の地権者支援の取組を支援していくこととする。

5. 原状回復措置関係

(1) 汚染に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

- ・国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域の全域について、駐留軍の使用に起因する土壌等の汚染（以下、「汚染」という。）の蓋然性を把握するため、返還前の土地利用の履歴等に関する資料等調査（例えば、過去の航空写真、地形図、建設時の資料並びに県・市及び駐留軍が保有する関係資料の収集、施設・区域周辺住民からの聴取など）を行うこととする。
- ・国は、資料等調査の結果に基づき、汚染の蓋然性があると判断したものについては、その蓋然性のある範囲について、概況調査（土壌等の採取及び分析）を実施し、具体的な汚染の種類及び平面的範囲を特定することとする。
- ・国は、概況調査で特定した範囲について、詳細調査（ボーリングによる深層土壌等の採取及び分析）により、汚染の深度等を調査し、対策をとるべき範囲を確定の上、対策計画を策定することとする。
- ・汚染の調査手法の決定及び対策計画の策定については、環境省指針等（土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針、同運用基準等をいう。）によることとする。
- ・汚染の調査手法の決定及び対策計画の策定に際しては、必要に応じ、専門家等の意見を聴取し、更に、専門家等による委員会等を必要に応じて導入することとする。

2) 除去、処理及び処分に関する事項

- ・汚染については、環境省指針等に基づき、国の責任において適切に除去した後、必要な処理を行った上、処分することとする。
- ・返還地の土地所有者への引き渡し後であっても、駐留軍の使用に起因する土壌等の汚染が発見された場合は、国の責任において、同様に措置することとする。
- ・国は、汚染の処理及び処分に関する最新技術情報の収集及び蓄積を行うことにより、今後とも、より迅速な汚染の処理及び処分に努めることとする。
- ・国は、汚染の調査並びにその除去、処理及び処分に関して、県及び市とさらに連携を図るため、連絡体制の充実に取り組むこととする。

(2) 不発弾に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

- ・国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域の全域について、駐留軍の使用に起因する不発弾の蓋然性を把握するため、返還前の使用状況等に関する資料等調査（例えば、建設時の資料及び駐留軍が保有する関係資料の収集、施設・区域周辺住民からの聴取など）を行うこととする。
 - ・国は、資料等調査の結果に基づき、不発弾の蓋然性のある範囲を把握したときは、その範囲について、沖縄県の磁気探査実施要領に準拠して、探査計画を策定の上、磁気探査を実施することとする。
- 2) 除去に関する事項
- ・磁気探査等によって不発弾が発見されたときは、国の責任において適切に除去することとする。
 - ・返還地の土地所有者への引き渡し後であっても、駐留軍の使用に起因する不発弾が発見された場合には、国の責任において、同様に措置する。
 - ・不発弾処理を含めた原状回復措置を円滑に進めるとの観点から、市は、国等の協力を得つつ、不発弾処理対策の現地協議会の常設、不発弾処理に係る関係住民への広報マニュアル作成などに取り組むこととする。
- (3) 建物その他の工作物に関する原状回復措置について
- 1) 調査に関する事項
- ・国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域全域に所在する駐留軍又は国が整備した建物その他の工作物（以下、この項において「建物等」という。）について、撤去物件の数量等を把握するため、建物等の資料等調査（例えば、建物等リストの作成、駐留軍の資料を含む建物図面等の収集など）を行うこととする。
 - ・国は、資料等調査の結果に基づき、撤去工事に必要な建物等の規模、構造及び材質等について、調査を実施することとする。
 - ・国は、建物等リストによる情報提供をはじめとして、返還跡地における建物等の譲渡等の利用あっせんを適切に行うこととする。これにより、土地所有者等が利用を希望する建物等について、その再利用を進めることとする。
- 2) 撤去工事に関する事項
- ・国は、建物等の撤去工事の実施に当たっては、返還地周辺地域への騒音、振動、粉塵等の影響を軽減するため、環境関係法令（各種環境基準、騒音規制法、振動規制法等）に基づき、具体的な工法、工事時間帯等を記載した工事計画を策定し、これに基づいて適切に撤去工事を実施することとする。
 - ・なお、国は、工事計画の策定及び撤去工事の実施に当たって、県及び市と連携し、関係住民と十分な調整を行うこととする。
 - ・国は、撤去工事の実施に当たっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、また、ゼロエミッション・アイランド沖縄構想の推進の観点からも、建設資材廃棄物等の再資源化を最大限図ることとする。
 - ・建設資材廃棄物等の再資源化に当たっては、再開発事業の基盤整備において利用されうることも念頭に置きつつ、国が実施する提供施設整備工事等においても積極的に活用するよう努めることとする。
- (4) 返還手続について
- 1) 返還実施計画に関する事項
- ・普天間飛行場の移設に係る政府方針（平成11年12月28日、閣議決定）に基づき、国が行う汚染物質の調査及び除去、不発弾の調査及び除去並びに建物その他の工作物の撤去についても、返還実施計画に明確に規定するよう所要の政令改正を行うこととし、国は、上記の汚染、不発弾及び建物その他の工作物に関する原状回復措置の方針並びに返還実施計画に基づき、具体の原状回復措置に取り組むこととする。
 - ・返還実施計画に特段の規定がなされていない所要の政令改正前の返還跡地についても、国は、上記の原状回復措置の方針に基づき、同様に具体の原状回復措置に取り組むこととする。
- 2) 跡地利用に資するための返還前の調査等に関する事項
- ・駐留軍から返還される施設・区域の跡地利用に資するため、日米合同委員会で返還合意された施設・区域について、返還前に立ち入って、原状回復措置の一環として汚染、不発弾及び建物その他の工作物の調査を実施することは跡地利用の促進との観点から有効と考えられる。
 国は、かかる立入調査が円滑に進められるよう、米側は立入申請に際してすべての妥当な配慮を払うとした現行の立入手続に関する日米合同委員会合意を踏まえ、米側の理解と協力を求めるものとする。
 - ・国は、返還前の原状回復措置の一環としての調査のための立入、施設・区域の使用実態に関する資料の提供等について、米側に協力を求めるときは、必要に応じ、日米合同委員会の枠組み（施設分科委員会等）を活用することとする。
6. 自治体財政関係
- ・普天間飛行場の返還及び跡地利用に伴い、市の財政は、歳出面、歳入面での変動が予想されることから、財政運営の観点から検討を進めているが、今後、跡地利用計画の策定に向けた取組が進むため不確定な要素が残るものの、現時点では概ね次のような傾向が認められた。
 - ・普天間飛行場跡地の再開発事業に係る基盤整備については、市が既返還跡地の規模の大きな事例等を参考に試算したところ、財政運営上、事業実施の見込みはある程度得られるものの、市が想定している公園など地区内において大規模な公共施設の整備を行うこととした場合は、その整備手法、主体などによっては財政運営に及ぼす影響が大きい場合も考えられることから、跡地利用計画の策定と併せ、これらについて引き続き検討する必要があること。
 - ・再開発事業と関連する、学校等施設整備、アクセス道路整備、周辺市街地整備などの事業については、跡地利用計画の策定と併せ、その必要性等について精査するとともに、実施時期を工夫するなど投資の平準化を図った上で、検討を進める必要があること。
 - ・事業終了後まで含めた長期的な検討を進めたところ、再開発によるまちの成熟に伴い、税収等の伸びを期待でき、財政運営に寄与すると見込まれること。
 これを踏まえ、さらに今後の財政状況を勘案しつつ、市の財政負担の平準化について検討する必要があること。
 - ・基地関連収入の変化等により、財政運営に過大な影響を及ぼさないような取組を進める必要が認められること。
 - ・このような財政推計が、再開発を進める上で有用であることに鑑み、市は、国及び県と連携しながら、跡地利用を円滑に進めるため、3～4年後を目途に策定される跡地利用計画の基本方針等を踏まえ、財政計画の策定に取り組むこととする。
7. 国有財産関係
- ・国有財産の活用方策については、現行の国有財産の譲与等の特例措置の活用を踏まえつつ、沖縄振興新法の検討に併せて

検討を進めてきたところである。

- ・閣議決定にある跡地利用の促進及び円滑化のための施策としての、国有財産の特例措置については、沖縄振興新法の通則的部分に包含する方向で検討することとする。
 - ・跡地利用の促進の観点から必要となるものについては、県等の整理する具体的事案に基づき、検討・精査した上で、当該特例措置の対象とする方向で検討することとする。
8. 給付金関係
- ・給付金支給にかかる特例措置については、跡地利用の促進及び円滑化のための施策として、沖縄振興の観点から重要な課題であることに鑑み、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。
 - ・大規模駐留軍用地跡地にかかる給付金支給に関する特例措置及び大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地にかかる給付金支給に関する特例措置については、閣議決定を踏まえ、具体的に検討を進めることとする。
9. 駐留軍従業員雇用関係
- ・駐留軍従業員の雇用対策については、出来る限り移設先又は既存施設への配置転換により雇用の継続を図ることを基本として対応することとする。
 - ・雇用の安定的確保に向けて、知識技能の修得のための職業訓練対策の強化を図ることとする。
 - ・具体的には、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき従来から実施している離職前職業訓練について、個人の自発性を尊重して職業能力開発ができるよう支援等するため、所要の訓練期間の確保、訓練種目の拡充及び受講の機会の拡充に努めることとする。
 - ・また、平成12年度から新たに実施している普天間飛行場等のSACO関係米軍施設に在籍している者に対する技能訓練について、対象となる従業員が多様な職業能力開発ができるよう、引き続き着実に実施していくこととするともに、訓練種目の一層の拡充に努めることとする。
 - ・駐留軍従業員の労務管理等事務の独立行政法人化に当たっては、駐留軍従業員の雇用対策について、沖縄県からの円滑な業務の移行を図りその継続性を確保するとともに、引き続き業務の効率性・効果的な実施が図れるよう雇用主として万全の措置を講じることとする。
 - ・なお、現行の沖縄振興開発特別措置法における沖縄失業者求職手帳制度については、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

(6) 沖縄振興特別措置法(抜粋)

平成14年3月31日法律第14号
※ 平成24年改正前

第7章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第1節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

(駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)

第95条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第96条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則(次条において「基本原則」という。)にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第97条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 大規模跡地の指定等

(大規模跡地の指定)

第98条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。)又は駐留軍用地跡地であって、沖縄の振興の拠点となると認められるもの(その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。)を大規模振興拠点駐留軍用地跡地(以下「大規模跡地」という。)として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第103条第1項に規定する基準日までに行うものとする。

- 2 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第99条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針(以下「国の取組方針」という。)を定めなければならない。

2 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 大規模跡地の整備の方針に関する事項

- (2) 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
- (3) 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項
- (4) 産業の振興に関する事項
- (5) その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(県総合整備計画の策定)

第100条 沖縄県知事は、第98条第1項の規定による大規模跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成7年法律第102号）第11条第1項に規定する県総合整備計画（以下この章において単に「県総合整備計画」という。）を定めなければならない。

- 2 県総合整備計画は、前条第1項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

(特定跡地の指定)

第101条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であって、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。）を特定振興駐留軍用地跡地（以下「特定跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第104条第1項に規定する基準日までに行うものとする。

- 2 第98条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

(市町村総合整備計画の策定)

第102条 跡地関係市町村の長は、前条第1項の規定による特定跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第10条第1項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

第3節 大規模跡地給付金の支給等

(大規模跡地給付金の支給)

第103条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第100条第1項の規定により定められた県総合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等（大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているもの）に限り、国有地を除く。以下同じ。）の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項及び次項において「返還日」という。）の翌日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から3年を経過した日（次項において「基準日」という。）から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

- 2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）により使用されたものであるときは、同法第14条の規定により適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第72条に規定する補償金）の1日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において単に「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第1項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数（当該期間の総月数を12で除して得た数とし、その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千円を乗じて得た額から当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の大規模跡地所有者等について1年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。
- 4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の大規模跡地所有者等とみなす。

(特定跡地給付金の支給)

第104条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等（特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項において「返還日」という。）の翌日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日（返還日の翌日から3年を経過した日をいう。）から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は平成24年3月31日限り、その効力を失う。

第16条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第12条中「沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)」を「沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)」に、「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興計画」に改める。

附則第2項中「平成14年6月19日」を「平成24年3月31日」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同日以前に支給が開始された第8条第1項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(7) 沖縄振興特別措置法施行令(抜粋)

平成14年3月31日政令第102号

※ 平成24年改正前

第5章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等

(大規模跡地の要件)

第34条 法第98条第1項に規定する政令で定める規模は、300ヘクタール以上とする。

2 法第98条第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) その土地が一団の土地であること。
- (2) その土地が既成市街地に隣接する土地であること。

(特定跡地の要件)

第35条 法第101条第1項に規定する政令で定める規模は、5ヘクタール以上とする。

(大規模跡地給付金の支給の手続等)

第36条 法第103条第1項に規定する大規模跡地給付金(以下この条において単に「大規模跡地給付金」という。)は、基準日以後1年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき大規模跡地給付金の有無及び大規模跡地給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

5 法第103条第1項後段に規定する政令で定める大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第98条第1項に規定する大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して別に政令で定める期間とする。

(特定跡地給付金の支給の手続等)

第37条 法第104条第1項に規定する特定跡地給付金(以下この条において単に「特定跡地給付金」という。)については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

2 法第104条第1項後段に規定する政令で定める特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第101条第1項に規定する特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定める期間とする。

(8) 跡地対策協議会設置要綱

平成14年9月10日

(目的)

1 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、国、沖縄県及び跡地関係市町村が密接な連携の下で、跡地利用の促進を図るための調整機関として、跡地対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

2 協議会では、次の事項について協議する。

(1) 沖縄県及び跡地関係市町村で構成する跡地関係市町村連絡・調整会議(以下「連絡・調整会議」という。)と連携しつつ、跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、沖縄県、跡地関係市町村間の総合調整を行うこと。

(2) その他

(構成員)

3 協議会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、跡地関係市町村長の代表2名とする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(2) 跡地関係市町村長の代表は、連絡・調整会議において選出された候補をもって充てることとする。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。
(連絡会議)
- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。
連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。
(事務局)
- 6 協議会の事務は、沖縄県の事務当局と連携しつつ、内閣府において処理する。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別紙

跡地対策協議会に係る連絡会議構成員
(平成14年9月10日現在)

主宰：内閣官房副長官(事務)	古川 貞二郎
補佐：内閣府審議官(沖縄担当)	大坪 正彦
(関係省庁)	
内閣府	政策統括官(沖縄担当) 安達 俊雄
同	沖縄振興局長 武田 宗高
防衛庁	防衛施設庁長官 嶋口 武彦
総務省	官房長 畠中 誠二郎
外務省	北米局長 藤崎 一郎
財務省	大臣官房総括審議官 藤井 秀人
文部科学省	文化庁次長 銭谷 眞美
厚生労働省	政策統括官 青木 功
農林水産省	大臣官房総括審議官 小林 芳雄
経済産業省	地域経済産業審議官 鈴木 隆史
国土交通省	都市・地域整備局長 澤井 英一
環境省	環境管理局長 西尾 哲茂
(自治体)	
沖縄県	副知事 牧野 浩隆
宜野湾市	助役 又吉 辰雄
北谷町	助役 源河 朝明
(事務局)	
内閣府	政策統括官(沖縄担当) 安達 俊雄
同	大臣官房審議官(沖縄担当) 山本 信一郎

(9) 跡地関係市町村連絡・調整会議設置要綱

(目的)

第1条 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、跡地関係市町村連絡・調整会議(以下「連絡・調整会議」という。)を設置する。

(役割)

第2条 連絡・調整会議は、次の役割を担うものとする。

- (1) 跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村との連携を図ること。
- (2) 「跡地対策協議会」(以下「協議会」という。)への跡地関係市町村の意見の反映に関し、連絡・調整を図ること。

(構成員)

第3条 連絡・調整会議の構成員は、別表第1のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(代表の選任)

第4条 連絡・調整会議の構成員の中から協議会の構成員となる跡地関係市町村長の代表を選任するものとする。

(会議の主宰)

第5条 連絡・調整会議は、沖縄県副知事(企画部担当)が主宰する。

(幹事会)

第6条 連絡・調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、沖縄県企画部企画調整課長が主宰する。

3 幹事会は、必要に応じて開催することとし、連絡・調整会議に付議すべき事項について協議・検討を行うものとする。

4 幹事会の構成員は、別表第2のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 連絡・調整会議の事務は、沖縄県企画部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡・調整会議の運営に関し必要な事項については、連絡・調整会議の承認を得て別

に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

この要綱は、平成15年11月21日から施行する。（一部改正）

この要綱は、平成18年2月7日から施行する。（一部改正）

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。（一部改正）

(別表第1)

- 連絡・調整会議の構成員
 1. 沖縄県副知事（知事公室担当）
 2. 那覇市長
 3. 宜野湾市長
 4. 浦添市長
 5. 沖縄市長
 6. うるま市長
 7. 本部町長
 8. 恩納村長
 9. 金武町長
 10. 読谷村長
 11. 北谷町長
 12. 北中城村長

(別表第2)

- 幹事会の構成員
 1. 沖縄県企画部企画調整課長
 2. 那覇市総務部平和交流・男女参画室長兼那覇軍港総合対策室長
 3. 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課長
 4. 浦添市企画部企画課跡地利用計画推進室長
 5. 沖縄市建設部次長兼都市整備室長
 6. うるま市企画部基地対策課長
 7. 本部町企画商工観光課長
 8. 恩納村企画課長
 9. 金武町基地跡地推進課長
 10. 読谷村建設経済部跡地利用推進課長
 11. 北谷町総務部企画財政課長
 12. 北中城村プロジェクト推進課長

(10) 駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え

平成22年9月

1. 新たな法制度提案の必要性

これまで駐留軍用地の跡地利用の推進に関しては、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（H7.6）」（以下、軍転特措法）、「沖縄振興特別措置法（H14.4）」（以下、沖振法）及び沖振法に基づく「沖縄振興計画（H14.7）」という枠組みの下で、国、沖縄県、跡地関係市町村が密接に連携し取り組んできた。

この沖振法、軍転特措法も平成23年度末には失効することから、県としても、現行の法的枠組みの成立経緯と現行制度での課題等を確認した上で、今後の跡地利用を円滑かつ最適に推進していくための新たな法制度について検討し国に提案していくものである。

2. 跡地利用に係る現行の法的枠組成立までの経緯と枠組成立から現在までの状況

（現行の法的枠組成立までの経緯）

- (1) 平成7年、議員立法により跡地利用に係る初めての法、軍転特措法が制定された。
- (2) 平成8年、沖縄特別合同委員会（SACO）最終報告により、普天間飛行場をはじめとする11施設の返還が日米間で合意された。
- (3) 平成11年8月、県は平成7年制定の軍転特措法では内容が不十分であることや、SACO最終報告で示された普天間飛行場等の跡地利用への対応を図るため、「駐留軍用地跡地の利用の円滑な推進に関する要望」を国へ提出した。それを受け国は、同年12月の「普天間飛行場の移設に係る政府方針（閣議決定）」において、「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」を定めた。
- (4) 同方針に基づき、平成12年5月に跡地対策準備協議会（沖縄担当大臣、沖縄県知事、宜野湾市長で構成）が設置され、平成13年12月の第6回跡地対策準備協議会にて、「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ（9分野106項目）」がまとめられた。
- (5) この9分野106項目の確認も踏まえ、平成14年4月施行の沖振法に、「第7章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」が新たに盛り込まれた。本法律で初めて駐留軍用地跡地利用に関する国の責務（第96条、努力規定）が定められている。大規模跡地の指定（第98条）及び国の取り組み方針の策定（第99条）については普天間飛行場を想定したものであるが、現在、普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向けた取り組みは、「全体計画の中間取りまとめ」の段階まで進んでいる。

（現行の法的枠組成立から現在までの状況）

- (6) 平成18年5月1日には、日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ）において承認された「再編実施のための日米のロードマップ」により、嘉手納飛行場より南の沖縄本島中南部の米軍施設・区域の大規模な返還が合意された。
- 返還予定地は中南部都市圏の市街地に位置する面積1,000～1,500haの広大な土地で、その跡地利用が沖縄の将来の発展につながるものと県民等から注目されているが、ＳＡＣＯ最終報告での駐留軍用地の跡地利用を念頭に置いていた現行制度の枠組みでは適切な対応が困難となることが予想されている。
- (7) 沖縄振興法が平成23年度末に失効し、同時に沖縄振興計画の期間が終了することを踏まえ、県においては、平成22年3月に、県民の参画と協働のもとに概ね20年後の沖縄のあるべき姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」を沖縄県振興審議会や沖縄県議会の意見も反映の下、策定した。同ビジョンには、基地跡地利用の推進は国の責務であり、基地返還に伴う環境浄化、地権者の負担軽減策などの諸問題の解決と大規模な跡地利用を円滑かつ最適に進めるため、特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図ること等が記述されている。
- また、平成22年6月には、県の作成した「沖縄振興計画等総点検報告書」に対し、沖縄県振興審議会（8つの専門部会構成）より建議を受けた。建議においても、駐留軍用地の利用促進に当たり、跡地開発・利用に必要な諸条件の整備は、国の責務として万全に実施されるべきであり、特別立法も含め、既存の枠組みとは別の新たな仕組み、制度を求めていく必要がある等の意見が盛り込まれている。
- (8) 県は、これまでの基地跡地の整備により明確となってきた課題への対応と、米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の大規模な米軍施設・区域の返還跡地の円滑なる開発、及び返還跡地利用を沖縄の発展につなげる「沖縄21世紀ビジョン」の実現のため、特別立法を含めた新たな法制度が必要と考えている。
- ### 3. 今後の跡地利用に関する新たな法制度の提案
- (1) 新たな法制度提案における県の基本スタンス
- これまでの跡地利用により明確となってきた課題と、平成18年ＳＣＣの米軍再編合意による嘉手納飛行場より南のこれまでに例のない都市部での大規模な基地返還跡地の開発、そして県民の総意の下で策定された「沖縄21世紀ビジョン」や「沖縄振興計画等総点検報告書」に対する沖縄県振興審議会の意見等を踏まえて、次の二つを、新たな法制度提案における県の基本スタンスとする。
- 1) 跡地利用の推進は長年基地を提供してきた国の責務として行われるべきである。
- 基地の返還は遅々として進まず、過重な負担が続いてきたことで、本来ならば得られるべき県民の生活上の利益を大きく損ねてきた。また、米軍基地の存在に起因する多くの事件、事故や騒音、汚染被害等に対し、戦後65年もの長きの間、県民は忍従を余儀なくされてきた。さらに、米軍に強制接収された土地の賃貸借契約は地権者に不利な片務的契約内容となっている。
- 軍用地として長期間提供されてきた基地跡地の適切な整備は、日米安全保障条約に基づく基地提供義務と対をなす国の責務であり、返還並びに跡地利用の全過程において適切な国の措置が不可欠である。今後の基地返還跡地については、地権者、市町村、県に過重な負担を生じさせることなく、国の責任において、跡地利用が適切に進められなければならない。
- 2) 跡地の有効利用が沖縄県の自立的経済の発展につながるものとすべきである。
- 広大な米軍基地の存在は、政令指定都市並の人口を持ち過密で狭隘な中南部都市圏において、長期にわたり望ましい都市形成や交通体系の整備、産業基盤の整備など、地域の振興開発を図る上で大きな障害となってきた。
- 今後、生ずる大規模な基地返還跡地は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、中南部都市圏の都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っている。この跡地利用においては、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図ると同時に、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄全体の発展につながるものでなければならない。
- (2) 新たな法制度提案の基本方針
- 基本スタンスを踏まえて、次の内容を基本方針とする新たな法制度を国へ提案する。
- 1) 今後の跡地利用を円滑かつ確実に進めていくために、跡地利用に対する「国の責任」を明確にして国が積極的に関与する仕組みとする。
- 2) 跡地における円滑なる事業の推進と跡地の有効活用を図るため、国により通常の沖縄振興費と別枠で予算を確保するとともに、行財政上の様々な制度・施策が実施できる仕組みとする。
- 3) 嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地等の利用においては、中南部都市圏の歪んだ都市構造を是正し、沖縄県の自立経済の構築へつなげるべく、国の責務として事業実施主体を確立し、国費により事業を実施する仕組みとする。
- 4) 返還後に一定期間支給されている現行給付金については、地権者に不利益を与えないように、返還から跡地整備完了までの間を、土地が使用収益できないことに対する補償として給付金を支給する仕組みとする。
- 5) 駐留軍用地が広範かつ大規模に存在する特殊事情と今後の跡地利用の重要性に鑑み、沖縄法第7章と軍転特措法を一元化し、跡地利用促進のための新たな制度を盛り込んだ特別立法とする。
- 跡地利用に係る取り組みは今後長期に亘ることが予想されることから、特別立法は時限立法ではなく、すべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法とする。
- ### 4. 特別立法に盛り込む新たな制度・施策の提案
- 新たな法制度提案基本方針に基づき、特別立法に盛り込む新たな制度・施策を下記のとおり提案する。
- (1) 返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化
- ・早期整備を図るために、返還前の早い段階から埋蔵文化財調査、環境調査等のための基地立ち入りが可能となる制度を創設する。
 - ・土地引渡しまでに汚染等に関する原状回復措置を徹底する制度を創設する。
- (2) 給付金制度の見直し
- ・面積要件による大規模跡地、特定跡地指定により給付金支給期間が異なる現行制度を廃止する。
 - ・土地利用制限に対する補償的な意味合いで、返還から使用収益開始までの期間について給付金を支給する制度を創設する。
 - ・一の所有者に対し、上限額を定めずに給付金が支給される制度とする。
 - ・一の所有者が複数の土地を所有する場合は、その全てについて給付金が支払われるものとする。

- (3) 中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定及び同跡地の事業実施主体の確立
- ・中南部都市圏の嘉手納飛行場より南の各返還予定地等については、将来都市構造を踏まえて広域的な観点から一体的な整備を行う必要があり、中南部都市圏広域跡地（仮称）として一括して指定する。
 - ・中南部都市圏広域跡地（仮称）の整備等においては、国・県・関係市町村が互いに協同・連携して事業を進めることとし、県及び関係市町村は住民等の参画のもとに跡地利用計画を策定し、国は事業実施主体を確立して跡地利用計画に基づく基盤整備に関する業務等を県及び関係市町村等で構成される機関と協議の上実施するものとする。
 - ・返還後の早期の事業着手を図るために、国は返還前の早い段階から事業実施主体を確立して、環境調査や用地先行取得の業務等を実施するものとする。
- (4) 跡地利用を促進するための行財政上の特別措置
- 1) 公共用地先行取得等の推進制度の創設
 - ・市町村、県の用地先行取得を支援する制度の創設
 - ・国による用地先行取得制度の創設
 - ・国有財産法の規定にかかわらず、国有財産の譲与、無償貸し付けが可能となる制度の創設
 - 2) 新たな事業手法制度の創設
 - ・先行取得した土地を基盤整備事業の際に集約して換地又は権利変換することが可能となる新たな事業手法制度を創設
 - ・大規模公共施設や産業振興地区等の用地確保のために一律先行取得を行う制度の創設
 - ・学校等公益施設建設に対する行財政措置制度の創設
 - ・跡地整備に伴い周辺市街地で必要となる道路整備等を、跡地整備と一体的に実施する事業制度の創設
 - 3) 跡地における産業振興地区制度の創設
 - ・跡地内で国が新規取得した国有地等を集約換地して産業振興地区を設定
 - ・産業振興地区内に企業立地を促進し、新たな産業拠点の形成を図るため、国が新規に取得した国有地を県、市町村へ無償譲渡する制度を創設
 - 4) 跡地における風景づくり制度の創設
 - ・沖縄らしい街並みや景観の形成による魅力ある風景づくり、すべての人に優しいユニバーサルデザイン化等に対する行財政措置制度の創設
 - ・基地内に残る貴重な緑地等自然環境の保全や、ゼロエミッション、低炭素島しょ社会の構築など地球環境問題に貢献する地域づくりに対する行財政措置制度の創設
- (5) 返還跡地国家プロジェクトの導入
- 跡地利用の促進、自立経済の構築、国際貢献拠点の形成、大規模な基地返還の記念等のため次の国家プロジェクト事業を実施する。
- ・広域防災拠点となる国営大規模公園（仮称：普天間公園）の建設
 - ・跡地を活用した軌道系を含む新たな公共交通システムの導入
 - ・跡地を活用した骨格的な道路網の整備（仮称：中部縦貫道路、仮称：宜野湾横断 道路）
 - ・アジア・太平洋地域の交流拠点及び国際貢献拠点の核となる高次都市機能の導入
- (6) 跡地利用推進のための調整機関の設置
- 跡地利用に係る取り組みを国・県及び関係市町村が連携し、計画的に進めていくため、法制度化の上、新たな調整機関を設置する。

(11) 駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え検討資料

平成22年9月

1. 新たな法制度提案の必要性

※「跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え 1. 新たな法制度提案の必要性」と同内容のため、省略

2. 跡地利用に係る現行の枠組成立までの経緯と枠組成立から現在までの状況

※「跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え 2. 跡地利用に係る現行の枠組成立までの経緯と枠組成立から現在までの状況」と同内容のため、省略

3. 沖振法施行後の主な返還跡地の利用状況と今後の返還予定地

(1) 沖振法（H14.4）施行後の主な返還跡地

平成22年3月末で、沖振法の施行後8年が経過したが、その間、キャンプ桑江北側地区等5地区が返還され跡地利用に向けた整備等が行われている。うち4地区については、特定跡地の指定を受け、特定跡地給付金が地権者へ支給されている。またキャンプ瑞慶覧アワセゴルフ場が平成22年7月に返還が予定されており、現在、跡地利用のための準備が進められている。

平成15年度：キャンプ桑江北側地区等（約46ha 23事案^{*}・SACO最終報告 都市的利用）
（H15.10特定跡地指定）

平成18年度：嘉手納弾薬庫地区の一部（約58ha 23事案 陸自継続使用）
（旧東恩納弾薬庫）

読谷補助飛行場（約191ha SACO最終報告 農業的利用）（H21.4特定跡地指定）

瀬名波通信施設（約61ha SACO最終報告 農業的利用）（H21.4特定跡地指定）

楚辺通信所（約53ha SACO最終報告 農業的利用）（H21.4特定跡地指定）

平成22年度（7月31日返還）：アワセゴルフ場（約48ha 23事案 都市的利用）

23事案^{*}：平成2年日米合同委員会確認事案

しかし、キャンプ桑江北側地区では地権者への引渡し後、汚染物質が次々と発見され再度原状回復措置が行われている状況や、関係市町村（宜野湾市、北中城村、沖縄市）が申請したキャンプ瑞慶覧（SACO合意）への跡地利用に係る基地立入について不許可になるなど、現行の法的枠組に係る課題が明らかになっている。

(2) 日米安全保障協議委員会（SCC）返還合意施設の概況

平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会（SCC）承認の「再編実施のための日米のロードマップ」において、下記の通り、嘉手納飛行場より南の本島中南部の米軍施設・区域の大規模返還（1,000～1,500ha）が合意されている。しかし、ロードマップで示された統合のための詳細な計画は未だ公表されていない。

- ① 普天間飛行場 [480.6ha、地権者 3,137人] (全面返還) [宜野湾市]
 - ② キャンプ桑江 [67.5ha、地権者 607人] (全面返還) [北谷町]
 - ③ 牧港補給地区 (キャンプキンザー)
[273.7ha、地権者 2,306人] (全面返還) [浦添市]
 - ④ 那覇港湾施設 (那覇軍港)
[55.9ha、地権者 1,057人] (全面返還) [那覇市]
 - ⑤ 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム [16ha] (全面返還) [北谷町]
 - ⑥ キャンプ瑞慶覧 (642.5haの一部を返還) [宜野湾市、北谷町、北中城村、沖縄市]
- 出典：面積及び地権者数：沖縄の米軍及び自衛隊基地[H22.3]

上記の大規模返還の今後の跡地整備に関しては、SACO最終報告で返還合意された基地の跡地利用を対象としていた現行制度の枠組みでは適切な対応が困難となることが予想されている。

4. 現行法制度による今後の跡地利用における問題点・課題

国の支援策となる「大規模駐留軍用地跡地等利用推進費」により、土地利用・交通体系・住民合意形成等に係る調査や市町村へのアドバイザー派遣が実施された。また、キャンプ桑江北側地区等4地区での特定跡地指定による特定跡地給付金の支給が実施されるなど、跡地利用の推進について、平成14年度からの現行法制度で一定の成果があった。

一方、これまでの跡地整備の中で現行制度では対応が困難或いは不十分な点があることが判明しているが、特に都市部における跡地に関しては、那覇新都心地区等の整備実績を踏まえ多くの課題が明らかになってきている。平成13年の9分野106項目では、跡地利用における課題とその対応方針が国・県・市で取りまとめられたが、その後の跡地整備では必ずしも対応方針通りには進んでいないというのが現状である。

ここでは、これまでの返還予定地及び返還跡地での調査、計画、地権者合意形成、整備等の各段階における県・市町村の取組と、「沖縄21世紀ビジョン」、「沖縄振興計画等総点検報告書」での跡地関連事項等も踏まえて、跡地利用における現行法制度での問題点と課題について、項目毎に記述する。

(1) 基地内立入り制限による調査の遅れ

返還前の基地内への立入りは原則的には許可されず、計画的事前調査が困難な状況にある。

キャンプ瑞慶覧では、関係市町村が返還前の基地内立入り調査を申請したが、米軍から了解が得られず、返還前の跡地利用計画の策定に支障を来しているのが現状である。（例外的に普天間飛行場は滑走路以外での埋蔵文化財試掘調査、アワセゴルフ場は時間限定の目視での現場調査、金武町ギンバル訓練場では用地測量のための立入り調査が認められている。）

基地の返還後、速やかな事業着手が可能となるようにするためには、返還前から基地内への立入り調査を確実に実施して跡地利用計画案を作成し、地権者等の合意形成を早期に図っていくことが最も重要である。

(2) 給付金支給における地権者の不利益（地権者の負担が大きい給付金の現状）

1) 支給期間が短く地権者に不利益が発生

跡地整備はこれまでの実績からすると返還から完了まで概ね10年以上を要しているが、給付金の支給期間はそれに比べて短く、その分、未収益期間が生じる地権者の負担が大きくなっている。

キャンプ桑江北側地区（平成15年3月返還）においては、軍転特措法の「返還実施計画」に基づく原状回復措置のあと地権者へ土地が引き渡し（平成16年9月）されたが、引き渡し後も土壌汚染や不発弾等が何カ所も発見された。地権者へは3年の軍転特措法給付金とは別に沖振法による1年6か月の特定跡地給付金が支給されたものの、引き渡し後の土壌汚染等に対する原状回復措置で事業が遅れが生じたとして、北谷町軍用地等地主会は平成19年3月に特定跡地給付金の支給延長を国へ要請した。しかし、要請内容は認められていない。

返還後、公共施設整備等が完了するまでの間、地権者による使用収益が行えないのは、国策として米軍へ長年土地を提供していたことに由来するものであり、区画整理事業等の実施により使用収益が開始できるようになるまでは、土地利用制限に対する補償的な意味合いで返還前の賃借料に見合う給付金の支給が必要である。

（補償的な意味合いで、返還から使用収益までの期間について給付金支給を妥当とする理由）

ア. 米軍への駐留軍用地の提供は日本の外交・防衛政策に基づくものであり、地権者の自発的意志に基づくものではないことから、使用収益ができなくなる期間が生じるのであれば、それは国の責任により補償されるべきである。

イ. 米軍への土地の提供の過程は、米軍が銃剣とブルトーザーにより住民から強制的に土地を接収していった事実の国による追認であり、強制接収に対する国の補償もなく、地権者が今後これ以上の不利益を受ける立場にはないこと。

ウ. 国との賃貸借契約が国による一方的な解約を認めていることや、30日前の返還通知、細切れ返還が行われたりすること、また地権者からの契約拒否、解除ができないこと等、地権者に不利な片務的契約内容となっているが、国はこの状況に鑑み返還後のすべての地権者の権利を保障する必要があること。

エ. 返還後、地権者による使用収益が可能となるまでに要する期間が、一般的に10年以上の長期に及ぶこと。

平成15年7月の沖縄県環境影響評価条例改正から面積30ha以上の開発行為は環境アセスの対象となっており、今後の多くの返還跡地ではアセスに要する期間（約3年）の事業延長はやむを得ないものとなっている。しかし、特定跡地の給付金支給期間の算定基準は原状回復期間に限定されているため、このままでは使用収益不可期間がさらに延びて、地権者の負担増につながる懸念される。

2) 現行の支給限度額の設定の問題

現行制度では、各給付金が生活安定に資するための給付であるという考えから、一の地権者に対して一年間の支給限

度額（1,000万円）を設定しているが、給付金は、原状回復及び開発整備の期間中、地権者が使用収益が行えないことに対して補償的に支払われるべきものであり、支給限度額の設定を廃止し、跡地毎（一筆毎）に、かつ限度額を設定せずに支払われる必要がある。

3) 跡地指定で支給期間の相違があることによる不公平

現行沖振法による大規模跡地指定（面積300ha以上で既成市街地隣接）と特定跡地指定（面積5ha以上）では給付金の支給算定期間に差があるが、地権者からみれば、所有する土地が存する米軍基地の面積の大小で給付金に差がつくというのは理解しがたいものとなっている。

跡地指定の相違で給付金の支給期間が変わることで、権利者間で不公平が生じる結果となっており、今後は基地面積の大小に関係なく、すべての地権者に公平な給付金の支給となるような制度とする必要がある。

(3) 中南部都市圏における大規模返還跡地の一体的整備の必要性

1) 中南部都市圏の規模と基地との関連

沖縄本島のうるま市・読谷村以南の中南部地域は連担した都市圏（中南部都市圏）を形成し、県土の約2割に当たる面積約478km²に、県民の8割強の約114万人が暮らしている。全国の政令指定都市と比較すると、北九州市よりやや小さい面積で、広島市程度の人口を持つものであり、中南部都市圏は政令指定都市並みの大都市といえる。そこに普天間飛行場を含めた約70km²（中南部地域の約15%）の米軍基地が存在しているが、これは他の政令都市では想定できない特異な状態と言えるものであり、この米軍基地の存在が歪な都市構造を生みだし、中南部都市圏ひいては沖縄全体の発展を妨げてきたと言っても過言ではない。

普天間飛行場を含めた嘉手納飛行場より南の1,000haを越える大規模な基地の返還を契機に、県土構造の再編にも繋がる跡地の有効利用を図っていくことが沖縄県にとって最も重要な課題となっている。

2) 事業実施主体の必要性

返還跡地の基盤整備が必要となるのは、米軍が強制的に土地を接収したあと長期間、基地として使用されてきたために都市基盤整備が行われず、現状のままでは土地利用が困難なこと等に起因するものであり、地元市町村や権利者等がその短期集中的な跡地整備の負担を負うべき理由がないものである。

軍用地として長年提供されてきた基地跡地の適切な利用は、日米安全保障条約に基づく基地提供義務と対をなす国の責務であり、中南部都市圏に位置する嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還跡地の整備においては、国が事業実施主体となる必要がある。

なお、返還跡地での早期の事業着手のためには、返還前からの環境調査や用地先行取得等を可能な限り進めておくことが重要であることから、国の事業実施主体を返還前の早い段階に確立し、基盤整備に関連する業務を開始することが求められる。

（国が事業実施主体として跡地整備を行う場合の優位性）

ア. 整備等の予算の確保が担保され計画的な整備が可能となる。

イ. 跡地内の各種事業（原状回復、埋蔵文化財調査、不発弾探査、用地先行取得、基盤整備、給付金支給等）を一体的に行うことで円滑な事業の推進が可能となり、事業期間の短縮（早期の土地活用と給付金期間の短縮）に繋がる。

ウ. 基盤整備工事と給付金支給の二つの業務を国の事業実施主体が行うことになれば、基盤整備工事の完了により開始される土地の使用収益と、土地の使用収益開始までの期間を基礎に算定される給付金支給期間について、国の事業実施主体内部で相互に調整と確認が成されることになるため、自ずと給付金支給期間の妥当性が確保される。

エ. 国の高度な技術力、ノウハウ等を活用することで、中南部都市圏に国際的にも通用する魅力ある都市が形成され、沖縄の自立的発展に繋がるものとなる。

(4) 埋蔵文化財調査等の長期化による事業進捗への影響懸念

嘉手納飛行場より南の返還予定基地は、元々集落や田畑等のあった地域が接収された箇所が多いことから遺跡等が多く、埋蔵文化財調査は長期間を要することが予想されている。

普天間飛行場においては、宜野湾市と県で平成13年度から埋蔵文化財の基地内試掘調査が米軍から認められ実施している。平成22年3月現在で1,700箇所の試掘調査を完了したが、これは必要試掘箇所数5,100箇所（滑走路部分含む）の未だ1/3程度にしかすぎない。また、現時点で把握された102遺跡の総面積は約214haで普天間飛行場の約4割を占めており、返還後の確認調査も長期間を要すると見込まれている。なお、動植物や環境調査に関しては、基地への立ち入り許可が得られず調査は一切行われていない。

大規模跡地の埋蔵文化財等の調査は、その調査量の多さ、調査の専門性、短期集中の調査期間等により、市町村の財政負担等が大きいこと、また返還前の基地内調査が実質的に困難なことから、国の事業実施主体による取り組みが必要となっている。

(5) 不発弾確認のための磁気探査による地権者への負担増

各跡地での不発弾確認のための磁気探査にこれまで相当の時間と予算が費やされているが、それが事業期間の延長につながり地権者の負担となってきた。

那覇新都心地区では磁気探査に6年間で約6億円の予算を要したが、これは土地区画整理事業の予算から賄ったもので、実質、地権者の負担にも繋がっている。さらに事業着手後も磁気探査や不発弾の処理、土壌汚染処理などにより事業が長期化している傾向にあるが、磁気探査等は戦後処理の一環として国により処理すべき事項であり、地権者が負担する義務はない。

また、国は土地の原状回復措置において、駐留軍の遺棄した不発弾のみを処理の対象としているが、国が跡地内の全域で磁気探査を実施のうえ、すべての不発弾等の撤去を完了したあと、地権者への土地の引き渡しを行うべきである。

(6) 用地先行取得の遅れによる事業化遅延の懸念

宜野湾市は、9分野106項目に基づき平成13年度から普天間飛行場等において、公益施設のための用地先行取得を実施しているが、市町村財政が厳しさを増す現状において用地の取得が進まず、先行取得は未だ予定取得面積の10%程度と低い実績となっている。なお、宜野湾市以外は、市町村の財政難のため用地先行取得が行われていない。

一般に駐留軍用地跡地は、通常の市街地と比べ極端に公有地が少ない。これは、通常の市街地が戦後から現在までの間

に道路整備などの公共事業により公有地が増加してきたのに対し、跡地は、戦中又は戦後間もない時期に米軍に接収され、そのような恩恵にあずかれなかったためである。このことは、米軍への基地提供（その過程は米軍による強制接収と政府による追認）に由来することであり、国は、市町村等における公有地の確保に対し積極的に支援する必要がある。

先行取得については、財源の確保が最大の課題となるが、県内基地所在市町村の財政状況は、地方交付税の削減等で財源不足が恒常化する状況にあり、今後返還される区域の計画的開発に備えて先行投資する余裕が無く、この状況は今後も改善される見込が少ない。このままでは、先行的な用地取得の遅れがそのまま跡地利用を遅らせる要因となりかねないため、抜本的な用地先行取得の促進に対する制度が必要である。

また国営大規模公園等の建設が国により行われることになれば、公園用地等のための国による用地先行取得が必要となってくる。

(7) 開発整備における沖振法に基づく国有財産譲与等の実績が少ない

国有財産の譲渡等については、沖縄振興特別措置法と軍転特措法で規定されているが、これまでのところ跡地利用において同法律に基づく国有財産の譲与等の実績が少ない。跡地の円滑な整備を行うためには、国有財産の活用が必要であり、国有財産譲与等の制度創設が求められる。

公有財産譲渡等の他府県の事例を見ると、横須賀市や佐世保市等では終戦の海軍廃止に伴い大きな経済的打撃を受けたため、戦後間もない時期に経済的援助を可能とする特別法「旧軍港市転換法」が制定され、基地経済から脱却するための行財政上の特別措置として、国有財産1,000ha以上の旧軍用財産が活用された。また広島市では、「広島平和記念都市建設法」が制定され、国有地など35haの無償譲渡により停滞していた戦災復興事業が前進した。

戦後処理として、特別法制定により横須賀市、広島市等に対してなされた国有地無償譲与等の行財政上の優遇策が、沖縄県の大規模な基地返還跡地利用の促進のためにも同様になされてしかるべきと考える。

(8) 大規模な基地返還跡地利用における様々な問題点・課題

1) 権利者の意向に添った土地活用の困難性

戦後65年間もの長きに亘り基地であったため、戦前までその地で暮らした地権者も現在では他地域で生活を営んでおり、返還跡地の整備後は土地の運用により収益を上げたいという地権者も多い。そのため、運用による収益を望む地権者の土地を集約して街区を形成し、共同利用で活用することなどが必要となってくるが、現在の土地区画整理法の照応の原則による現位置換地手法では対応が困難なものとなっている。地権者の意向に添った土地活用のため、土地を集約して換地することが可能となる制度が求められている。

また、この制度は、市町村等が先行取得した各々の土地を、公益施設等用地として集約することにも活用されるものとなる。

2) 大規模な公共・公益施設用地の確保の必要性

大規模な基地返還跡地の開発においては、大規模公園、保全緑地、学校用地や業務用地などの広大な公共・公益施設用地の確保が必要となることから、土地区画整理事業の減歩手法による公共用地等の確保とは別に、地権者の用地を一律で提供してもらう手法の制度化が必要である。

また、大規模な基地返還跡地の開発に伴い必要となる学校用地等の取得に対する支援制度が現在はないが、市町村等の負担軽減のために制度が必要となっている。

3) 基地建設に伴い発生した周辺密集市街地対策と跡地整備に伴い必要となる周辺市街地内道路建設等への対策の必要性

基地の強制接収に伴う集団移転先（割り当て地）での住居建設は、都市基盤の未整備なまま建設が進められたため、居住環境の悪化した密集市街地の形成に繋がった。また戦後から現在までの急激な人口増加の中で、都市活動に適した平地部が強制的に基地に占有された中南部では、残された狭隘な土地での開発が進み不良市街地が形成されている。

中南部都市圏での大規模な返還基地跡地の整備にあたっては、戦後処理の一環として、この周辺密集市街地の整備も一体的に行うことが重要となっている。

また、大規模な基地返還跡地内への道路建設により必要となる既成市街地内の関連道路等についても跡地との一体的な整備が必要であり、これも基地に関連する戦後処理の一環として効率よく整備する手法が必要となっている。

4) 返還跡地を活用した新たな産業拠点の形成

中南部都市圏の米軍基地は、良好な都市形成や道路網、産業基盤の整備、さらには本県の自立型経済の発展といった面で大きな障害となってきた。特に産業立地に適した中南部都市圏の貴重な平地部が長年基地として提供され、本来の経済活動に生かされなかったことは機会費用の損失であるとの指摘もある。

嘉手納以南の大規模な基地返還を機に、これらの跡地を本来のあるべき姿に回復すると同時に、沖縄の自立的経済の構築を図っていくために、跡地内に新たな産業拠点の形成を確実に図っていくことが重要な課題となっている。

5) 失われた沖縄らしい風景の再現・創出

沖縄における壮絶な地上戦や戦後の強制的基地建設により、美しい沖縄の風景や街並みはその多くが破壊された。また中南部において都市活動に適した平地部が強制的に基地に占有されたため、戦後の人口増加の中で、残された狭隘な土地での開発が進み本来残すべき斜面緑地等も失われ都市内緑地が極端に減少している。

基地跡地の整備に際しては、戦後処理の一環として、失われた各地域の文化財や美しい風景・景観を復元し、また基地内に残る貴重な自然緑地の保全を図る必要がある。併せて、世界に認められるような沖縄らしい新たな風景も創出していく必要がある。

さらに、跡地での新たな都市空間の形成においては、県民や観光客などすべての人に優しいユニバーサルデザイン化の視点による取り組みが必要である。

また今後の跡地開発においては、単なる開発で終わらせるのではなく、開発することで地球温暖化問題にも貢献する持続可能な開発が求められている。

(9) 基地跡地の活用を先導するプロジェクトの展開の必要性

沖縄21世紀ビジョンでは、基地返還跡地の有効利用と県土構造の再編を「自立経済構築」の大きな柱として取り組むとしているが、基地跡地等を活用して、軌道系を含む新たな公共交通システムや骨格的な道路網の整備拡充による都市交通ネットワークの確立、平和希求のシンボルや広域防災拠点となる大規模な国営公園の整備、国有地確保による産業振興地区の設定、アジア・太平洋地域の交流拠点及び国際貢献拠点の形成等を図るものとしている。

これらのプロジェクト事業は、長年の基地の存在により歪んだ中南部都市圏構造を抜本的に再構築するとともに、大規

模な基地返還跡地の着実な基盤整備と有効な土地利用を推進するものであり、自立経済の構築を図る上で重要かつ不可欠な施策である。

県としては、これら基地跡地を活用したプロジェクト事業については、長期間に亘り基地として提供し土地利用を制限してきた国の責務として、跡地利用の促進、自立経済の構築、国際貢献拠点の形成、大規模な基地返還の記念等の観点から、その実施を国へ求めるものである。

(10) 跡地利用の促進に係る国、県、関係市町村間の総合調整機能の喪失

国、県、関係市町村間の総合調整機能を果たしてきた跡地対策協議会は、平成11年12月の閣議決定を設置根拠としていたが、当該閣議決定が平成18年5月に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」の中で廃止されたことにより、設置根拠が失われた状態となっている。

S C C 合意等に基づく駐留軍用地返還に伴う跡地利用に係る取り組みを、円滑にかつ計画的に推進していくために、国、県、関係市町村間の総合調整機能を安定的に確保する必要がある。

5. 今後の跡地利用に関する新たな法制度の提案

※「跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え 3. 今後の跡地利用に関する新たな法制度の提案」と同内容のため、省略

基地建設の経緯と県が跡地利用の責任を国に求める理由

- ① 沖縄県が、「最前線基地及び本土決戦の防波堤」と位置付けられ全国で唯一の一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が展開された結果、生活基盤及び生産施設等が破壊された。
- ② 「対日講和条約（S 27. 4. 28）」の締結により日本国の主権が回復されたが、沖縄県については、日本本土から分断され、昭和47年の本土復帰までの間、米国の施政下におかれることとなった。
- ③ 戦後、本土では、一般の戦後処理や戦災復興計画基本方針（S 20. 12. 30 閣議決定）などの戦災復興措置に加え、「旧軍港都市転換法」や「広島平和都市建設法」等の特別立法を行うなど手厚く措置されており、他県と沖縄県との格差が生じ、拡大した。
- ④ 一方で、米国施政下の沖縄県は、沖縄の戦略的価値を認めた米国により、住宅地や農地等の民有地が強制接収され、米軍基地が整備されていった。
これに伴い、本島中南部においては、基地周辺に密集した現在の市街地が形成され、また、軍用地主は、軍用地の賃借料を主な収入源として生活を立てざるを得ないなどの特殊な問題も形成されていった。
- ⑤ 「沖縄返還協定（S 47. 5. 15）」により本土復帰した沖縄県は、三次に渡る沖縄振興開発計画と現在の沖縄振興計画の実施により、本県の持続的な発展を支える基盤づくりが着実に進展している。
- ⑥ しかし、跡地利用については、復帰時（S 47. 5. 15）の米軍施設・区域28,661haが、平成21年3月末で23,293haへと減少したものの、今なお県土面積の10.2%、沖縄本島の18.4%を占めている状況であり、S A C O最終報告等やS C Cにもとづく返還を待つ状況にある。
- ⑦ 駐留軍用地跡地は、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があるが、国も、以下の理由により、跡地利用に責任を持つ必要がある。
ア 県土面積の10.2%、沖縄本島の18.4%を占める高密度の状況にある在沖米軍基地は、道路網の整備や計画的都市づくり、産業立地の支障となるなど本県の振興開発を進めるうえで大きな制約となっているが、その存在及び形成は、昭和20年以降の日本の米軍基地に係る政策により生じたものであり、地域には全く責任が無いこと。
イ 本県の県土構造が歪な形で構成されているのは、国等によって米軍基地用地を提供していることに起因している。S A C O最終報告やS C Cによる広大な返還軍用地を活用して、県土構造の再編を行い、国の責任において本来有るべき姿にする必要がある。
ウ 戦後、沖縄県の経済構造は、第3次産業中心の脆弱な経済構造となっているが、これは、国による過密な米軍基地の存在の容認と、戦後二十数年間、沖縄を本土と切り離し戦後復興策等が実施されなかったことが大きな要因である。国は、過去、他地域の返還軍用地等において、戦後復興策等を手厚く行ってきた経緯を踏まえ、沖縄県の返還軍用地の跡地利用においても、積極的な関与が必要である。

6. 特別立法に盛り込む新たな制度・施策の提案（別紙表参照）

※「跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え 4. 特別立法に盛り込む新たな制度・施策の提案」と同内容のため、省略

(別紙表)

特別立法に盛り込む新たな制度・施策の提案

	項目	新制度の内容	現行法との関連
(1)	返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の跡地利用を図るために不可欠な返還前の現地踏査、現況測量調査、埋蔵文化財調査、動植物を含む環境調査等に係る基地立入りの制度化 ・土地引渡しまでの汚染等に関する原状回復措置徹底の制度化 	軍転法9条の強化 106-28*
(2)	給付金制度の見直し（新たな給付金制度の創設）	<ul style="list-style-type: none"> ・面積の大小により大規模跡地、特定跡地の指定区分をする現行制度を廃止・公共事業等による基盤整備が行われる返還跡地について、返還日から使用収益開始までを対象とした新たな給付金制度の創設 ・上記以外の返還跡地については、3年間に原状回復及び開発に伴う環境アセス等に要した期間を加えた期間を対象とした給付金を支給 ・現行制度の給付金限度額（1,000万円）の撤廃 ・給付金は跡地毎（筆毎）に支給（属地的支給） 	沖振法98・103条見直し 軍転法8条、沖振法104条の見直し 106-100
(3)	中南部都市圏広域跡地（仮称）指定及び同跡地の事業実施主体の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・中南部都市圏で公共事業等による基盤整備が行われる各返還跡地を一体として捉え、中南部都市圏広域跡地（仮称）として指定 ・中南部都市圏広域跡地（仮称）における県・市町村・住民等による跡地利用計画の策定 ・中南部都市圏広域跡地（仮称）の跡地利用計画に基づく一括整備を行う国の事業実施主体を確立 ・事業実施主体の早期確立により、返還までの間は埋蔵文化財の発掘調査、環境調査、用地先行取得の業務等を実施 <p>（跡地整備事業実施主体の役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 原状回復措置 イ 土壌等調査、不発弾探査、埋蔵文化財の発掘調査、環境アセスメント調査 ウ 公共用地等先行取得（大規模公園、保全緑地、産業振興地区等） エ 基盤整備（区画整理、土地改良、幹線道路、上下水道、周辺市街地整備等） オ 各種給付金等の支給 カ 産業振興地区の創設 キ 上記業務の予算の確保 ク その他必要となる業務 	沖振法96・99条関連 21世紀ビジョン関連 106-41
(4)	<p>跡地利用を促進するための行財政上の特別措置</p> <p>1) 公共用地先行取得等の推進制度の創設</p> <p>2) 新たな事業手法制度の創設</p> <p>3) 跡地における産業振興地区制度の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方土地開発公社等に対する無利子融資等制度 ・用地先行取得に係る所得控除対象額の引上げ ・県・市町村等への国有財産譲与・無償貸付制度 ・国の用地先行取得の制度化（国の基金設置） ・市街地整備事業における大規模集約換地制度 ・大規模公共施設や産業振興地区の用地確保のための用地の一律先行取得制度 ・学校等公益施設建設に対する行財政措置制度 ・基地跡地と周辺市街地との一体化事業制度 ・産業拠点の形成を図るため、中南部都市圏広域跡地（仮称）へ産業振興地区を設定 ・産業振興地区内に企業立地を促進し、新たな産業拠点の形成を図るため、国が新規に取得した国有地を県、市町村へ無償譲渡する制度を創設 ・産業導入に関する各種優遇措置制度の創設（駐留軍用地跡地特区制度） 	<p>沖振法96・99条関連 106-37, 38 106-96, 98</p> <p>沖振法96・99条関連 沖振計3-9-2 106-92</p> <p>沖振法96・99条関連 106-42</p>

	4) 跡地における風景づくり制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな沖縄らしい風景・景観まちづくり事業の創設 ・すべての人に優しいエバーグリーン化制度の創設 ・跡地に残る貴重な自然緑地の用地取得による保全・活用制度の創設 ・基地建設等により喪失した文化財・街並み・環境等の復元事業の創設 ・跡地開発型環境モデル都市形成事業の創設 	21世紀ビジョン関連
(5)	返還跡地国家プロジェクトの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・国営大規模公園（仮称：普天間公園）（広域防災拠点）の建設 ・跡地を活用した鉄軌道系交通システムの導入 ・跡地を活用した骨格的な道路網の整備（（仮称）中部縦貫道路、（仮称）宜野湾横断道路） ・アジア・太平洋地域の交流拠点及び国際貢献拠点の核となる高次都市機能の導入 	21世紀ビジョン関連 沖振計99条 沖振計3-9-2 関連 106-42,91
(6)	跡地利用推進のための調整機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県及び関係市町村が連携し、計画的に進めていくための、法制度化による新たな調整機関の設置 	沖振計3-9-1 関連、106-5

106-28*：9分野106項目の通し番号

(12) 駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定について（要望）

平成22年9月9日、10日

沖縄県には戦後65年もの長き間、広大な米軍基地が存在し続け、現在でも全国の米軍専用施設の実に74%が集中するという過重な基地負担を負わされています。

跡地利用に関する現行法制度は、「沖縄振興特別措置法」第7章と「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」に規定されておりますが、両法は平成24年3月に失効することになっております。

県民の総意の下に平成22年3月に策定された「沖縄21世紀ビジョン」では、基地返還跡地の有効利用と県土構造の再編を本県の自立経済構築の大きな柱と位置づけ、今後の駐留軍用地跡地利用を円滑かつ最適に推進していくため、特別立法を含む新たな仕組み・法制度の創設を図ることとしております。

本県では、これまでの返還跡地整備において明らかになった課題や今後の嘉手納飛行場より南の大規模な返還跡地への対応を図るため、「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え」を県及び跡地関係11市町村長で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」において、別添のとおり取りまとめたところであります。

つきましては、同基本的考えを踏まえて、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律を制定していただきますよう要望いたします。

(要請先) 仙谷由人 内閣官房長官
前原誠司 内閣府沖縄及び北方対策担当大臣
北澤俊美 防衛大臣
枝野幸男 民主党幹事長

(要請者) 仲井眞弘多 沖縄県知事
翁長雄志 那覇市長
伊波洋一 宜野湾市長
儀間光男 浦添市長
東門美津子 沖縄市長
島袋俊夫 うるま市長
高良文雄 本部町長
志喜屋文康 恩納村長
儀部剛 金武町長
石嶺傳實 読谷村長
野国昌春 北谷町長
新垣邦夫 北中城村長

(13) 駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱草案

平成23年6月

第一章 総則

第一 法律の目的

この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地の跡地利用に伴う特別の措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もって沖縄県の均衡ある発展並びに潤いのある豊かな生活環境の創造、住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

第二 基本理念

- 一 駐留軍用地として長期間提供されてきた基地跡地の適切な利用は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づく基地提供義務と対をなす国の責務であり、国の責任において、跡地利用を適切に進めなければならない。
- 二 駐留軍用地跡地の利用においては、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、沖縄県の自立的発展につながるものでなければならない。

第三 国の責務

国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第四 地方公共団体の責務

沖縄県及び跡地関係市町村は、基本理念にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるものとする。

第五 駐留軍用地所有者等の協力

駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。以下、「所有者等」という。）は、国、沖縄県又は跡地関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十四の市町村総合整備計画及び第十五の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用できるよう努めるものとする。

第六 定義

（駐留軍用地）

- 一 沖縄県の区域内において、駐留軍（日米安保条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

（駐留軍用地跡地）

- 二 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者等に返還されているものをいう。

（返還予定駐留軍用地）

- 三 日米安全保障協議委員会（日米安保条約第四条に基づく日米安全保障協議委員会をいう。以下同じ。）、沖縄に関する特別行動委員会（日米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄に関する特別行動委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地及び合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地をいう。

（跡地関係市町村）

- 四 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

第二章 駐留軍用地の返還に伴う措置

第七 駐留軍用地の返還についての見通しの通知

国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を沖縄県及び跡地関係市町村並びに所有者等に通知するものとする。

第八 返還実施計画

- 一 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。
- 二 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 返還に係る区域
 - 2 返還の予定時期
 - 3 駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要
 - 4 駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の除却をする場合に当該除却に要すると見込まれる期間
- 三 返還に係る区域全域における次に掲げる事項についての調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針
 - (一) 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下この号において同じ。）その他政令で定める物質による土壌汚染の状況
 - (二) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質、ダイオキシン類その他政令で定める物質による水質の汚濁の状況
 - (三) 不発弾その他の火薬類の有無
 - (四) その他廃棄物の処理の状況
- 三 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

- 四 跡地関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 五 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等においては意見を聴かれた日から三十日以内に、跡地関係市町村の長においては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。
- 六 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び跡地関係市町村の長に通知するものとする。
- 七 国は、返還実施計画に基づく第二項第5号の調査を実施したときは、その結果及び方針に基づいて講ずる措置の内容について、遅滞なく、沖縄県知事及び跡地関係市町村の長に通知するものとする。
- 八 沖縄県知事及び跡地関係市町村の長は、前項の通知について意見を申し出ることができるものとする。
- 九 第三項から第六項までの規定は、返還実施計画の変更について準用する。

第九 駐留軍用地を引き渡す場合の措置

国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を引き渡す場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第十 原状回復に係る期間の損失の補償

- 一 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、所有者等に対し、当該返還を受けた日（以下「返還日」という。）から所有者等に当該土地を引き渡すまでの間、返還実施計画に基づく措置等により当該土地を使用できないことによる損失を補償するものとする。
- 二 前項の損失補償の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）により使用されたものであるときには、同法第十四の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金。以下、「賃借料」という。）の一日当たりの額に、返還日の翌日から引渡日の前日までの日数を乗じて得た額とする。

第十一 給付金の支給

- 一 国は、アメリカ合衆国からの駐留軍用地（国有地を除く。）の返還後に所有者等が土地の引き渡しを受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該引き渡しを受けた日（以下この条において「引渡日」という。）から、3年を超えない期間内で、給付金を支払うものとする。
- 二 国は、総合整備計画に位置づけられた土地区画整理事業及び土地改良事業その他政令で定める事業を実施することとされた駐留軍用地跡地については、当該跡地の計画的な開発整備に長期間を要することに伴う所有者等の経済的負担の軽減を図るため、引渡日から三年を超え、当該土地を使用せず、収益しておらず、又は処分していないときは、前項の規定に関わらず、当該公共事業が終了するまでの期間のうち、当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間、給付金を支給するものとする。

第十二 給付金の額

給付金の額は、賃借料の一日当たりの額に、第十一の規定により定めた期間の日数を乗じて得た額とする。

第三章 基地立入調査及び総合整備計画

第十三 基地立入調査及び測量

- 一 沖縄県知事又は跡地関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため、返還予定駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。
- 二 国は、前項のあっせんの申請があった場合は、当該駐留軍用地に県知事、跡地関係市町村の長がみずから立入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることが出来るよう所要の措置を講ずるものとする。

第十四 市町村総合整備計画

- 一 跡地関係市町村の長は、返還予定駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。第十五において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。
- 二 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
 - 2 交通通信体系の整備に関する事項
 - 3 生活環境の整備に関する事項
 - 4 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
 - 5 自然環境の保全及び回復に関する事項
 - 6 良好な景観形成に関する事項
 - 7 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項
- 三 跡地関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 四 跡地関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。
- 五 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。
- 六 市町村総合整備計画は、必要に応じて見直しをすることとし、変更する場合においては、前三項の規定を準用する。

第十五 県総合整備計画

- 一 沖縄県知事は、返還予定駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、第十四第二項各号に掲げる事項の他、次に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

- 1 第十九で定める中南部都市圏広域跡地（仮称）に関する事項
 - 2 第二十で定める国の取組方針に関する事項
 - 3 第三十で定める跡地振興拠点地区（仮称）に関する事項
- 二 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、跡地関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 三 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 四 県総合整備計画は、必要に応じて見直しをすることとし、変更する場合には、前二項の規定を準用する。

第十六 総合整備計画と他の計画との関係

総合整備計画は、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指して沖縄県が策定する新たな計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画等に適合するように定められなければならない。

第十七 都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、返還予定駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第十八 駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置

国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第四章 中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定等

第十九 中南部都市圏広域跡地（仮称）の指定

- 一 内閣総理大臣は、沖縄本島中南部都市圏（うるま市、読谷村以南の都市計画法に基づく都市計画区域をいう。）に位置し、広域的な観点から一体的な市街地の計画的な開発整備を行う必要がある返還予定駐留軍用地及び駐留軍用地跡地を中南部都市圏広域跡地（仮称）（以下「広域跡地」という。）として指定するものとする。
- 二 内閣総理大臣は、前項の広域跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、跡地対策協議会（仮称）及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 三 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 四 沖縄県知事は、内閣総理大臣に対し、県総合整備計画を踏まえ広域跡地指定の申し出をすることができる。
- 五 内閣総理大臣は、前項の申し出があった場合は、広域跡地指定の手続きを行うものとする。
- 六 内閣総理大臣は、広域跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 七 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した広域跡地の区域を変更するものとする。
- 八 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による広域跡地の区域の変更について準用する。

第二十 国の取組方針の策定

- 一 内閣総理大臣は、第十九第一項の規定により広域跡地を指定したときは、当該広域跡地において国が取り組むべき方針（以下、「国の取組方針」という。）を県総合整備計画を踏まえて定めなければならない。
- 二 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 広域跡地の整備の方針に関する事項
 - 2 広域跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
 - 3 跡地整備に必要な用地の確保及び事業手法に関する事項
 - 4 重点的に推進すべき公共施設及び公共交通の整備に関する事項
 - 5 跡地振興拠点地区（仮称）に関する事項
 - 6 高次都市機能の導入に関する事項
 - 7 自然環境の保全及び回復に関する事項
 - 8 良好な景観形成に関する事項
 - 9 その他広域跡地の整備に関し必要な事項
- 三 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 四 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 五 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 六 内閣総理大臣は、広域跡地の区域の変更その他の情勢の推移により必要が生じた時は、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。
- 七 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

第二十一 事業実施主体の行う業務

- 一 国は、国の取組方針に基づく広域跡地の事業実施主体（以下、「広域跡地事業実施主体」という。）を確立し、広域跡地事業実施主体は、返還前の早い段階から業務を実施しなければならない。
- 二 広域跡地事業実施主体は、次に定める業務を実施するものとする。
 - 1 第二十三で定める公共公益施設用地先行取得

- 2 第八第二項で定める土壌汚染、不発弾等に係る原状回復措置
 - 3 埋蔵文化財に関する調査
 - 4 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び沖縄県環境影響評価条例(平成十二年沖縄県条例第七十七号)に基づく環境影響評価手続き
 - 5 第十一で定める所有者等への給付金
 - 6 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業
 - 7 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業
 - 8 幹線道路整備
 - 9 公園整備及び緑地保全
 - 10 上下水道整備及び既存電力施設の移設
 - 11 跡地振興拠点地区(仮称)
 - 12 その他必要となる業務
- 三 広域跡地事業実施主体が行う業務については、国が全額負担するものとする。
- 四 広域跡地事業実施主体は、第二項の業務を行うときは、第三十五で規定する跡地関係市町村連絡調整会議(仮称)と協議の上実施するものとする。
- 五 跡地関係市町村は、第一項の規定にかかわらず、県総合整備計画に位置づけることにより自らその業務を実施することができるものとする。
- 六 国は、前項の規定により跡地関係市町村が実施する業務に要する費用を全額負担するものとする。

第五章 駐留軍用地跡地等の利用促進のための行財政上の措置

第一節 公共公益施設用地の先行取得等

第二十二 公共公益施設用地の先行取得に対する財政上の措置

国は、返還予定駐留軍用地及び駐留軍用地跡地において、沖縄県及び跡地関係市町村が総合整備計画に基づく公共公益施設用地を計画的に確保するために要する経費について、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

第二十三 国による公共公益施設用地の先行取得

国は、広域跡地における利用の促進を図るために返還前の早い段階から、次に掲げる事業用地を先行取得するものとする。

- 1 重点的に推進すべき公共施設及び公共交通に関する事業用地
- 2 跡地振興拠点地区(仮称)に関する事業用地
- 3 高次都市機能に関する事業用地
- 4 自然環境の保全及び回復に関する事業用地
- 5 その他必要な事業用地

第二十四 土地の譲渡に係る所得税の軽減等

- 一 国は、返還予定駐留軍用地及び駐留軍用地跡地に所在する土地(当該土地の上に存する権利を含む。)を有する者が、当該土地を公共用又は公益の用に供する事業のため国、県、市町村及び土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条に規定する土地開発公社をいう)に譲渡した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を租税特別措置法第三十三条の四(5,000万円控除)を適用するものとする。
- 二 前項の規定は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため一般電気事業者(電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業者をいう)の施設の維持のために譲渡した場合について、準用する。

第二十五 法制上の措置等

国は、駐留軍用地跡地整備の円滑な実施を図るため、公共公益施設用地の確保や先行取得用地の集約その他必要な事項について、法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二節 駐留軍用地跡地等の基盤整備事業等の推進

第二十六 基盤整備事業に係る財政上の措置

- 一 沖縄県及び跡地関係市町村が総合整備計画に基づき実施する駐留軍用地跡地及び駐留軍用地跡地周辺の基盤整備事業の整備に要する費用については、国が全額負担する。
- 二 前項に掲げる駐留軍用地跡地の基盤整備事業は次の事業とする。
 - 1 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業
 - 2 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業
 - 3 道路の整備に関する事業
 - 4 公園整備及び緑地保全に関する事業
 - 5 水道、下水道、廃棄物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事業
 - 6 その他必要な事業
- 三 第一項に掲げる駐留軍用地跡地周辺の基盤整備事業は次の事業とする。
 - 1 幹線道路の整備
 - 2 駐留軍用地跡地と既存市街地を連結する生活道路の整備
 - 3 駐留軍用地跡地と隣接する既存市街地における土地区画整理事業
 - 4 基地の接収により生み出された密集市街地を解消するための基盤整備事業及び用地取得事業
 - 5 その他必要な事業

第二十七 公共公益施設整備に係る財政上の措置

国は、沖縄県及び跡地関係市町村の学校等公共公益施設整備のために必要とする費用については、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三節 国有財産の活用

第二十八 国有財産の活用に係る特別の措置

- 一 国は、関係地方公共団体その他公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業の用に供するため必要があるときは、駐留軍用地跡地の区域内において有する土地、施設その他の財産（以下、「駐留軍用地跡地財産」という。）を国有財産法第二十八条に規定する制限にかかわらず、関係地方公共団体等に対して譲与又は無償貸付するものとする。
- 二 前項に定めるほか、国は、駐留軍用地跡地財産を総合整備計画の実現に寄与するように有効適切に処理するものとする。
- 三 国は、駐留軍用地跡地の区域内において、第二十三第2号に規定する跡地振興拠点地区(仮称)に関する事業用地及びその他公共の利益となる事業に供するため取得した土地については、関係地方公共団体等の申出により譲与又は無償貸付けするものとする。

第二十九 沖縄県駐留軍用地跡地財産審議会の設置

第二十八に規定する駐留軍用地跡地財産の処理及び譲与に関し、その相手方、財産の範囲その他の重要事項について、調査審議するため、沖縄県駐留軍用地跡地財産審議会を置くものとする。

第四節 跡地振興拠点地区(仮称)

第三十 跡地振興拠点地区(仮称)の指定等

- 一 内閣総理大臣は、跡地利用の促進と産業振興による沖縄の自立的発展を促す観点から広域跡地において、跡地振興拠点地区(仮称)（以下、「振興拠点地区」という。）を指定するものとする。
- 二 振興拠点地区の指定においては、位置及び面積その他必要な事項を定めるものとする。
- 三 内閣総理大臣は、第一項の規定による振興拠点地区を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、跡地対策協議会(仮称)及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 四 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 五 沖縄県知事は、県総合整備計画に基づき、振興拠点地区及び高次都市機能の導入について国に申し出ることができる。
- 六 内閣総理大臣は、前項の申し出があった場合は、振興拠点地区の指定の手続きを行うものとする。
- 七 内閣総理大臣は、振興拠点地区を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 八 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した振興拠点地区の区域を変更するものとする。
- 九 第二項から第七項までの規定は、前項の規定による振興拠点地区の区域の変更について準用する。

第三十一 法制上の措置等

国は、県総合整備計画により振興拠点地区に関する事項を定めた場合は、振興拠点地区における必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五節 環境保全及び景観形成等に関する施策の推進等

第三十二 施策の推進

- 一 沖縄らしい街並みの形成等による魅力ある風景づくりのため、国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、駐留軍用地跡地において、環境の保全及び良好な景観形成等に関する事項に関する施策を推進するものとする。
- 二 跡地関係市町村長は、総合整備計画に基づき、環境保全及び景観形成等の施策に関する実施計画（以下、「実施計画」という。）を定めるものとする。
- 三 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 環境保全及び景観形成等に関する方針
 - 2 新たな沖縄の振興に関する法律その他法律における景観形成に係る計画の策定に関する事項
 - 3 自然環境の保全及び回復に関する事項
 - 4 沖縄らしい街並み景観に関する事項
 - 5 文化財の復元に関する事項
 - 6 地球温暖化対策に関する事項
 - 7 その他必要な事項

第三十三 行財政上の措置等

国は、沖縄県及び跡地関係市町村が環境の保全や良好な景観形成を促進するために実施する事業に対し、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、必要な行財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第六章 跡地対策協議会(仮称)等

第三十四 跡地対策協議会(仮称)の設置

- 一 跡地利用に係る取組を国、沖縄県及び跡地関係市町村長が連携し、計画的に進めていくため跡地対策協議会(仮称)（以下「協議会」という。）を設置する。
- 二 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣、関係大臣、沖縄県知事及び跡地関係市町村長の代表で構成する。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 三 協議会においては、個々の跡地の課題に応じて跡地利用計画の策定・具体化の促進に向けた国、沖縄県及び跡地関係市

町村間の所用の協議、調整を行い、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するものとする。

第三十五 跡地関係市町村連絡調整会議（仮称）の設置

- 一 協議会の下に、沖縄県、跡地関係市町村で構成する跡地関係市町村連絡調整会議（仮称）（以下「調整会議」という。）を設置し、跡地利用の促進に関し県と跡地関係市町村との連携を図るとともに、協議会へ跡地関係市町村の意見の反映に関し連絡調整を図る。
- 二 調整会議は、前項の規定に加え、第二十一で定める広域跡地事業実施主体が行う業務に関する協議を行うものとする。

第七章 雑則

第三十六 自衛隊施設用地への準用

アメリカ合衆国から返還後、国において引き続き自衛隊施設用地として使用されている土地が返還される場合においては、第九から十二及び十四から三十五までの規定を準用するものとする。

第三十七 関係法令の改正

国は、この法律に定めるもののほか、この法律で定める施策及び事業等の適正かつ円滑な実施運用を図るため、当該施策及び事業に係る法令についての特例及び改正措置並びに法令運用上の緩和措置等所要の措置を講ずるものとする。

第三十八 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第十条の規定に基づき定めた市町村総合整備計画は、この法律第十四の規定に基づき定めた市町村総合整備計画とみなす。

（14）「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定について（要望）

平成23年6月15日～17日

駐留軍用地跡地利用に関する現行法は、「沖縄振興特別措置法」第7章及び「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法」に規定されておりますが、両法は平成24年3月末に期限を迎えます。

今後の大規模な基地返還跡地の利用は、長年基地を提供してきた国の責務として、地元にも過重な負担を生じさせることなく、沖縄の発展につながるものとなるよう進められるべきと考えております。

そのためには、両法を一元化のうえ、必要となる制度を盛り込んだ、全ての基地跡地の整備が終了するまでの新たな法律を制定する必要があります。

沖縄県及び跡地関係11市町村で構成する「跡地関係市町村連絡・調整会議」においては、「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え」をもとに新たな法律の制定を昨年9月に要望したところですが、今般、同基本的考えの内容について「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）要綱草案」として別添のとおり取りまとめたところです。

つきましては、同要綱草案を踏まえた「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」を制定していただきますよう、強く要望いたします。

（要請先） 枝野幸男 内閣官房長官兼内閣府沖縄及び北方対策担当大臣
松本剛明 外務大臣
北澤俊美 防衛大臣
大畠章宏 国土交通大臣
岡田克也 民主党幹事長

（要請者） 仲井眞弘多 沖縄県知事
翁長雄志 那覇市長
安里猛 宜野湾市長
儀間光男 浦添市長
東門美津子 沖縄市長
島袋俊夫 うるま市長
高良文雄 本部町長
志喜屋文康 恩納村長
儀部剛 金武町長
石嶺傳實 読谷村長
野国昌春 北谷町長
新垣邦夫 北中城村長

(15) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切なり用の推進に関する特別措置法

平成7年法律第102号
最終改正 令和4年3月31日号外法律第7号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍用地沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。
- 二 駐留軍用地跡地日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者等（所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下同じ。）に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者等に返還されているものをいう。
- 三 関係市町村駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

(基本理念)

- 第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。
- 2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。
 - 3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

- 第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 沖縄県及び関係市町村は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国、沖縄県及び関係市町村の協力)

第六条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相互に協力しなければならない。

(駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等の協力)

第七条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第二十条第一項の市町村総合整備計画及び第二十一条第一項の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

第二章 返還実施計画等

(返還実施計画)

第八条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第三十一条第二項において「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下この条及び第十一条第一項において「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 返還に係る区域
- 二 返還の予定時期

- 三 第一号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却を要した場合に当該除却に要すると見込まれる期間
- 四 第一号の区域において次に掲げる事項について、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針
- イ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。ロにおいて同じ。）による土壤の汚染の状況
- ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項第一号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況
- ハ 不発弾その他の火薬類の有無
- ニ 廃棄物の有無
- ホ その他政令で定める事項
- 3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 関係市町村の長は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 5 前二項の規定により意見を聴かれた者は、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者等にあつては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあつては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出することができる。
- 6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。
- 7 国は、返還実施計画を定めたときは、当該返還実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき支障の除去に関する措置を講ずるものとする。
- 8 第三項から第六項までの規定は、返還実施計画の変更について準用する。

（駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせん）

- 第九条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため日米安全保障協議委員会（日米安保条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であつて安全保障問題の基盤をなすものうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。第十二条第一項において同じ。）又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんの申請をすることができる。
- 2 国は、前項の規定によるあっせんの申請を受けた場合には、当該申請をした沖縄県又は関係市町村による当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあっせんを行わなければならない。
- 3 国は、第一項の規定によるあっせんの申請をした沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあつた場合には、あっせんの状況について通知するものとする。

（給付金の支給）

- 第十条 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限る。国有地を除く。第二十九条第一項において同じ。）の返還を受けた場合において、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この条において「引渡日」という。）以後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。
- 2 前項の給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号。以下この項、次条第二項及び第二十九条第三項において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。）により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、引渡日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（引渡日の翌日から起算して三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、三年間）の日数を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円を限度とする。
- 4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

（支障除去措置の実施期間中の補償金）

- 第十一条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、その返還を受けた日（次項において「返還日」という。）後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に対し、補償金を支払うものとする。
- 2 前項の補償金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金。）の一日当たりの額に当該土地を使用することができない期間の日数を乗じて得た額とする。

第三章 地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置

第一節 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

(特定駐留軍用地の指定)

- 第十二条 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会又は合同委員会において返還が合意された駐留軍用地であつて、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地（沖縄県及び関係市町村の所有する土地をいう。以下この項及び第十八条の二第一項において同じ。）及び土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条の規定による土地開発公社をいう。第十四条第二項第一号において同じ。）の所有する公有地となるべき土地の割合が著しく低いことからその跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を特定駐留軍用地として指定するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
 - 3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した特定駐留軍用地の区域を変更するものとする。
 - 6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地の全部又は一部の区域がアメリカ合衆国から返還された場合には、直ちに、その指定を解除し、又はその区域を変更するものとする。
 - 7 第二項から第四項までの規定は、第五項の規定による特定駐留軍用地の区域の変更について準用する。

(特定事業の見通し)

- 第十三条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、沖縄県知事にあつては関係市町村の長に、関係市町村の長にあつては沖縄県知事に協議して、特定駐留軍用地について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第一項各号に掲げる施設又は土地収用法第三条各号に掲げるものに関する事業であつて、当該特定駐留軍用地の返還後の跡地においてその実施を予定し、かつ、その実施に必要な当該特定駐留軍用地内の土地の先行取得を早期に行うことがその跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するもの（以下「特定事業」という。）の見通し（以下単に「特定事業の見通し」という。）を定めることができる。
- 2 特定事業の見通しにおいては、当該特定事業の種類及び当該特定事業の用に供する土地の面積を示すものとする。
 - 3 特定事業の見通しは、当該特定駐留軍用地について総合整備計画が定められている場合には、当該総合整備計画との調和が保たれたものでなければならない。
 - 4 沖縄県知事又は関係市町村の長は、特定事業の見通しを定めたときは、これを公表するものとする。

(土地を譲渡しようとする場合の届出義務等)

- 第十四条 特定駐留軍用地（特定事業の見通しが定められていないものを除く。次条第一項において同じ。）内の土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、同項に規定する土地が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。
 - 一 国若しくは地方公共団体等（沖縄県、関係市町村及び沖縄県又は関係市町村が単独で、又は共同して設立した土地開発公社をいう。以下この章において同じ。）に譲り渡されるものであるとき、又はこれらの者が譲り渡すものであるとき。
 - 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき。
 - 三 前項の規定による届出に係るものであつて、第十七条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間において当該届出をした者により有償で譲り渡されるものであるとき。
 - 四 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二条第一項の規定により指定された規制区域に含まれるものであるとき。
 - 五 国土利用計画法第二十七条の四第一項又は第二十七条の七第一項に規定する土地売買等の契約を締結する場合に同法第二十七条の四第一項（同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出を要するものであるとき。
 - 六 その面積が政令で定める規模未満のものであるとき。
 - 3 国土利用計画法第二十七条の四第一項の規定による届出は、第十六条、第十七条（同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項（同法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知を受けずに土地を有償で譲り渡す場合を除く。）、第十八条及び第三十三条第三号（同法第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項の規定による勧告又は同法第二十七条の五第三項の規定による通知を受けずに土地を有償で譲り渡した者を除く。）の規定の適用については、第一項の規定による届出とみなす。
 - 4 公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項及び第三項の規定は、第一項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出等)

- 第十五条 特定駐留軍用地内の土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、内閣府令で定めるところにより、当該土地が所在する関係市町村の長に対し、その旨を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があつた場合においては、前条第一項の規定は、当該申出に係る同項に規定する土地につき、第十七条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して一年を経過する日までの間、当該申出をした者については、適用しない。
 - 3 公有地の拡大の推進に関する法律第五条第一項の規定は、第一項に規定する土地の地方公共団体等による買取りを希望する者については、適用しない。

(土地の買取りの協議)

第十六条 関係市町村の長は、第十四条第一項の規定による届出又は前条第一項の規定による申出（以下この条及び次条において「届出等」という。）があった場合においては、沖縄県知事に協議して、特定事業の見通しに定められた特定事業の用に供するため当該届出等に係る土地を買い取ることを希望する地方公共団体等のうちから、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定めるものとする。ただし、沖縄県知事が当該届出等に係る特定駐留軍用地について特定事業の見通しを定めていないときは、沖縄県知事に協議することを要しない。

2 関係市町村の長は、前項の規定により定められた地方公共団体等が当該土地の買取りの協議を行う旨を、その買取りの目的となる特定事業を示して、当該届出等をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、届出等のあった日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

4 関係市町村の長は、第一項の場合において、当該届出等に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、当該届出等をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

5 第二項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

6 第二項の規定による通知については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(土地の譲渡の制限)

第十七条 第十四条第一項又は第十五条第一項に規定する土地に係る届出等をした者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日又は時までの間、当該届出等に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。

一 前条第二項の規定による通知があった場合当該通知があった日から起算して三週間を経過する日（その期間内に土地の買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時）

二 前条第四項の規定による通知があった場合当該通知があった時

三 前条第三項に規定する期間内に同条第二項又は第四項の規定による通知がなかった場合当該届出等をした日から起算して三週間を経過する日

(土地の管理)

第十八条 第十六条第一項の規定による手続により買い取られた土地は、同条第二項の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供されなければならない。

2 第十六条第一項の規定による手続により買い取られ、かつ、アメリカ合衆国からその返還を受けた日の翌日から起算して三年を経過した土地であって、総合整備計画の策定又は変更、当該特定事業の変更又は廃止その他の事由によって、将来にわたり同条第二項の規定により買取りの目的として示された特定事業の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するものとして政令で定める公共の用に供する施設に関する事業の用に供されなければならない。

第二節 駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置

(特定駐留軍用地跡地の指定)

第十八条の二 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するものとする。

2 沖縄県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

3 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 特定駐留軍用地跡地の指定は、当該指定を受けた土地が特定駐留軍用地でなくなった時から、その効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小するものとする。

6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものとする。

7 内閣総理大臣は、一の特定駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合には、前項の規定にかかわらず、当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還されるまでの間（返還された区域に係る土地が段階的に特定駐留軍用地跡地の指定を受けた場合にあっては、当該指定を受けた全ての特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡される時又は当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還される時のいずれか遅い時までの間）は、特定駐留軍用地跡地の指定の解除をしないことができる。

8 第二項及び第三項の規定は第五項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除及びその区域の縮小について、第三項の規定は第六項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。

(特定駐留軍用地に関する規定の準用等)

第十八条の三 第十三条から第十八条までの規定は、特定駐留軍用地跡地について準用する。この場合において、第十三条第一項中「当該特定駐留軍用地の返還後の跡地」とあるのは、「当該特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地」と、第十八条第二項中「かつ、」とあるのは「かつ、特定駐留軍用地跡地でなくなった土地（）」と、「土地」とあるのは「ものに限る。）」と読み替えるものとする。

2 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十三条第一項の規定により定められた特定事業の見通しは、前項において準用する同条第一項の規定により定められた特定事業の見通しとみなす。

3 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十四条第四項の規定によりされた届出は、第一項において準用する同条第一項の規定によりされた届出とみなす。

4 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十五条第一項の規定によりされた申出は、第一項において準用する同

条第一項の規定によりされた申出とみなす。

- 5 特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十六条の規定によりされた通知その他の行為は、第一項において準用する同条の規定によりされた通知その他の行為とみなす。

第四章 総合整備計画等

(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)

第十九条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しが立った場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者等に通知するよう努めるとともに、沖縄県及び関係市町村に通知しなければならない。

(市町村総合整備計画)

第二十条 関係市町村の長は、前条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるとき（次条第一項の県総合整備計画が定められている場合を除く。）は、市町村総合整備計画を定めることができる。

- 2 前項の市町村総合整備計画（以下この条において単に「市町村総合整備計画」という。）は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
 - 二 交通通信体系の整備に関する事項
 - 三 生活環境の整備に関する事項
 - 四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
 - 五 自然環境の保全及び回復に関する事項
 - 六 良好な景観の形成に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項
- 3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、当該土地の周辺の地域における土地利用の状況に配慮するものとする。
- 4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない
- 5 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、沖縄県知事に報告しなければならない。
- 6 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第二十一条 沖縄県知事は、第十九条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

- 2 沖縄県知事は、前項の県総合整備計画（以下単に「県総合整備計画」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者等の意見を聴かなければならない。
- 3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告し、かつ、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第二十二条 総合整備計画は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）による沖縄振興計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画に適合するように定められなければならない。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第二十三条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用推進のための措置)

第二十四条 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（第二十九条第一項において単に「土地区画整理事業」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国有財産の譲与等)

第二十五条 国は、沖縄県及び関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

第五章 拠点返還地の指定等

(拠点返還地の指定)

第二十六条 内閣総理大臣は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地の区域内のうち次に掲げる土地の区域を拠点返還地として指定するものとする。この場合において、当該指定は、アメリカ合衆国から当該土地の返還を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。

- 一 返還後において各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共施設その他の公益的施設（次号において「公共公益施設」という。）の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域
 - 二 返還後において前号に掲げる土地との相互の関係を特に考慮して公共公益施設の整備を行うことにより当該土地の区域における拠点としての機能がより高度に発揮されると認められる土地（その面積が五ヘクタール以上である一団の土地に限る。）の区域
- 2 内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還されることとなった場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、合同委員会において返還が合意されていない区域を含む土地の区域であって、同項各号のいずれかに該当するものについても拠点返還地として指定することができる。この場合において、当該指定は、当該指定に係る区域が第二号に掲げる要件に該当することとなる当該駐留軍用地の返還をアメリカ合衆国から受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。
- 一 当該指定に係る区域において一体的な土地利用が見込まれること。
 - 二 当該指定に係る区域の相当部分について、合同委員会において返還が合意されていること。
- 3 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、拠点返還地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した拠点返還地の区域を変更するものとする。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による拠点返還地の区域の変更について準用する。

(国の取組方針の策定)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針（以下この条及び次条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により前項の政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、第三十条第一項の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができる。
- 3 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 拠点返還地の整備の方針に関する事項
 - 二 拠点返還地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
 - 三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項
 - 四 産業の振興に関する事項
 - 五 その他拠点返還地の整備に関し必要な事項
- 4 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。
- 5 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、拠点返還地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。
- 8 第四項から第六項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(国の取組方針と県総合整備計画との関係)

第二十八条 拠点返還地に係る県総合整備計画は、国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

第六章 特定給付金の支給

第二十九条 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等（当該駐留軍用地跡地の所有者等をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合（当該土地が引き渡された日（以下この項において「引渡日」という。）の翌日から起算して三年を経過した日（以下この項及び第三項において「基準日」という。）の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第五十一条の九第三項、第五十五条第九項、第六十九条第七項又は第七十一条の三第十一項の公告がなされた場合に限る。）において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。

- 2 前項の特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれ

る時期を勘案して政令で定める期間とする。

- 3 第一項の特定給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第十四条の規定により適用する土地収用法第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、基準日から当該跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、一の跡地所有者等について支給する第一項の特定給付金の額は、当該跡地所有者等に係る第二項の政令で定める期間の年数（当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額を限度とし、かつ、一の跡地所有者等について一年間に支給する第一項の特定給付金の額は、千万円を限度とする。
- 5 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の跡地所有者等とみなす
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の特定給付金の支給の手続その他の必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

（駐留軍用地跡地利用推進協議会）

第三十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十条の特命担当大臣、当該特命担当大臣以外の国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者、沖縄県知事及び関係市町村の長は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため、駐留軍用地跡地利用推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会は、協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 4 協議会において協議が調った事項については、第一項に規定する者は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（この法律の円滑な実施等）

第三十一条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

- 2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

（政令への委任）

第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条第一項（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしないで土地を有償で譲り渡した者
- 二 第十四条第一項（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出について、虚偽の届出をした者
- 三 第十七条（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第十七条に規定する期間内に土地を譲り渡した者

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成七年六月二十日から施行する。

（この法律の失効）

- 2 この法律は、令和十四年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に支給が開始された次の各号に掲げる給付金については、当該各号に定める規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。
 - 一 第十条第一項の給付金同条
 - 二 第二十九条第一項の特定給付金同条
- 4 附則第二項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第十六条第一項（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による手続により買い取られた土地については、第十八条（第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 （平成一四年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二三年五月二日法律第三五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(平成二三年政令第二三四号で平成二三年八月一日から施行)

附 則 (平成二四年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二項の改正規定(「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める部分に限る。)及び附則第三条の規定公布の日
- 二 附則第四条の規定この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第六条第一項の規定により定められた返還実施計画は、この法律による改正後の沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第八条第一項の規定により定められた返還実施計画とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年三月三十一日法律第五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 [令和四年三月三十一日法律第七号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 [前略] 第二条中沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十二条[中略]の規定 公布の日
- 二 [略]

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(16) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令

平成7年政令第252号

最終改正 令和4年5月27日号外政令第200号

内閣は、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う関する特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)第四条、第八条第一項、第十条第三項、第十一項第二項及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第二号の政令で定める権利)

第一条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第二号の政令で定める権利は、地上権とする。

(給付金の支給の手続等)

第二条 法第十条第一項の給付金(以下この条において単に「給付金」という。)は、引渡日(同項に規定する引渡日をいう。)の翌日以後一年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

- 2 給付金の支給を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、沖縄防衛局長を経由して、給付金支給申請書を防衛大臣に提出しなければならない。
- 3 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。
- 4 前項に規定する防衛大臣の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を沖縄防衛局長に委任することができる。

(特定駐留軍用地の要件)

第三条 法第十二条第一項の政令で定める規模は、五ヘクタールとする。

2 法第十二条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該駐留軍用地の区域内の公有地(法第十二条第一項に規定する公有地をいう。以下この号において同じ。)及び土地開発公社(同項に規定する土地開発公社をいう。)の所有する公有地となるべき土地(次号において「公有地等」とい

- う。)の面積の合計が当該駐留軍用地の面積の二十パーセント未満であること。
- 二 当該駐留軍用地の区域内の国有地及び公有地等以外の土地の面積の合計が当該駐留軍用地の面積の四十パーセント以上であること。

(法第十四条第二項第六号の政令で定める規模)

第四条 法第十四条第二項第六号(法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村は、条例で、二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(法第十五条第一項の政令で定める規模)

第五条 法第十五条第一項(法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村の長は、当該関係市町村の規則で、二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(第十八条第二項の政令で定める公共の用に供する施設)

第六条 法第十八条第二項(法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)の制令で定める公共の用に供する施設は、道路、公園、緑地、広場、河川、運河、船だまり、水路、堤防、護岸及び公共物揚場とする。

(法第二十四条の政令で定める事業)

第七条 法第二十四条の政令で定める事業は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業及び土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業とする。

(法第二十七条第一項の政令で定める面積)

第八条 法第二十七条第一項の政令で定める面積は、二百ヘクタールとする。

(法第二十九条第二項の政令で定める期間)

第九条 法第二十九条第二項の政令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる駐留軍用地跡地について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

駐留軍用地跡地	期間
平成二十二年七月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域	二年
平成二十七年三月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域	七年
平成二十七年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けたトリエ通信施設の区域	二年

(特定給付金の支給の手続等)

第十条 法第二十九条第一項の特定給付金(次項において単に「特定給付金」という。)は、基準日(同条第一項に規定する基準日をいう。)以後一年ごとに区分した各期間(一年未満の期間が生じたときは、その一年未満の期間)について支給するものとする。

2 第二条第二項から第四項までの規定は、特定給付金について準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年六月二十日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月二日政令第三〇二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第三号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月二〇日政令第二七〇号)

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年三月三十一日政令第九八号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三十一日政令第一六三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日政令第一八八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三十一日政令第一七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三十一日政令第八六号)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年五月二十七日政令第二〇〇号)
この政令は、令和四年六月一日から施行する。

(17) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則

平成24年内閣府令第26号

最終改正 令和2年12月25日号外内閣府令第77号

(有償譲渡の届出事項等)

第一条 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第十四条第一項(法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該土地の地目
 - 二 当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
 - 三 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所
 - 四 前号の工作物に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
- 2 法第十四条第一項の届出は、別記様式第一の土地有償譲渡届出書の正本一部を提出してしなければならない。
- 3 前項の土地有償譲渡届出書には、当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付しなければならない。

(買取り希望の届出事項等)

第二条 法第十五条第一項(法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の土地買取り希望届出書の正本一部を提出してしなければならない。

- 一 当該土地の所在、地目及び面積
 - 二 当該土地の買取り希望価額
 - 三 当該土地に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
 - 四 当該土地に建築物その他の工作物があるときは、当該工作物並びに当該工作物につき所有権を有する者の氏名及び住所
 - 五 前号の工作物に所有権以外の権利があるときは、当該権利の種類及び内容並びに当該権利を有する者の氏名及び住所
- 2 前項の土地買取り希望届出書には、当該土地の位置及び形状を明らかにした図面を添付しなければならない。

附 則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三十一日内閣府令第二三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一月二十五日内閣府令第七七号)
この府令は、公布の日から施行する。